
海部東部消防組合新庁舎整備に係る
デザインビルド事業コンサルタント業務

報 告 書

地歴調査

令和7年9月

海 部 東 部 消 防 組 合
日 本 工 営 都 市 空 間 株 式 会 社

目次

1. 業務概要	1-1
2. 調査対象地	2-1
3. 調査内容及び方法	3-1
3.1 参考法規等	3-1
3.2 特定有害物質	3-1
3.3 入手及び把握すべき情報	3-2
3.4 特定有害物質等を使用等する業種	3-4
3.5 調査項目	3-7
3.5.1 地形・地質に関する情報	3-7
3.5.2 土地利用変遷調査	3-7
3.5.3 調査対象地の状況調査	3-8
4. 調査結果	4-1
4.1 地形・地質に関する情報	4-1
4.1.1 地形概要	4-1
4.1.2 地質概要	4-3
4.1.3 既存ボーリング資料	4-5
4.2 土地利用変遷調査	4-7
4.2.1 登記情報の調査	4-7
4.2.2 住宅地図の判読	4-9
4.2.3 空中写真の判読	4-10
4.3 調査対象地の状況調査	4-11
4.3.1 現況利用調査	4-11
4.3.2 聴き取り調査	4-13
4.3.3 法令関係資料の調査	4-14
5. 総括	5-1
5.1 土壌汚染のおそれに関する考察	5-2
5.2 土壌汚染範囲とおそれの区分	5-2
5.3 土壌汚染調査（表層調査）計画の策定	5-4
5.3.1 試料採取等を行う区画の選定	5-4
5.3.2 試料採取	5-4
5.4 海部県民事務所への事前相談	5-14
6. 申し送り事項	6-1

【巻末資料】

資料-1：既存ボーリング資料

資料-2：登記情報

資料-3：住宅地図

資料-4：空中写真

資料-5：現地踏査写真

資料-6：聴取調査結果

資料-7：事前相談結果

資料-8：既存地歴調査結果（令和5年度 七宝産業会館解体工事調査報告書）

資料-9：水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧

1. 業務概要

1) 業務名 海部東部消防組合新庁舎整備に係る
デザインビルド事業コンサルタント業務委託

2) 業務箇所 愛知県あま市七宝町遠島 (図-1.1)

3) 業務目的

本業務は、土壤汚染対策法等に基づき、検討対象区域において土地の地歴調査を実施し、土壤汚染のおそれの把握と分類を行ったうえ、海部東部消防組合が提供する検討対象区域に隣接する土地の土壤汚染調査結果と合わせて土壤汚染調査報告書を作成する。なお、土壤汚染のおそれがある場合には、土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類を特定した上で、試料採取等を行う区画の選定及び土壤汚染調査計画書を作成した。

4) 業務期間 令和6年12月24日～令和7年9月30日

5) 発注者 海部東部消防組合消防本部

〒497-0002 愛知県あま市七宝遠島十坪 119-1

担当部署：総務課

TEL (052) 442-0624

6) 受注者 日本工営都市空間株式会社

〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号

TEL (052) 979-9111 (代表)

HP <https://www.n-koei.co.jp/urbanspace/>

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関

指定調査機関指定番号：環 2014-4-1001

地歴調査担当部署：地球環境部

TEL (052) 979-9960 FAX (052) 979-9970

管理技術者：高柳 幸央

照査技術者：藤田 昌彦

担当技術者：加藤 あすか



図-1.1 調査対象位置図

「この背景地図等データは電子国土 Web システムから配信されたものである」

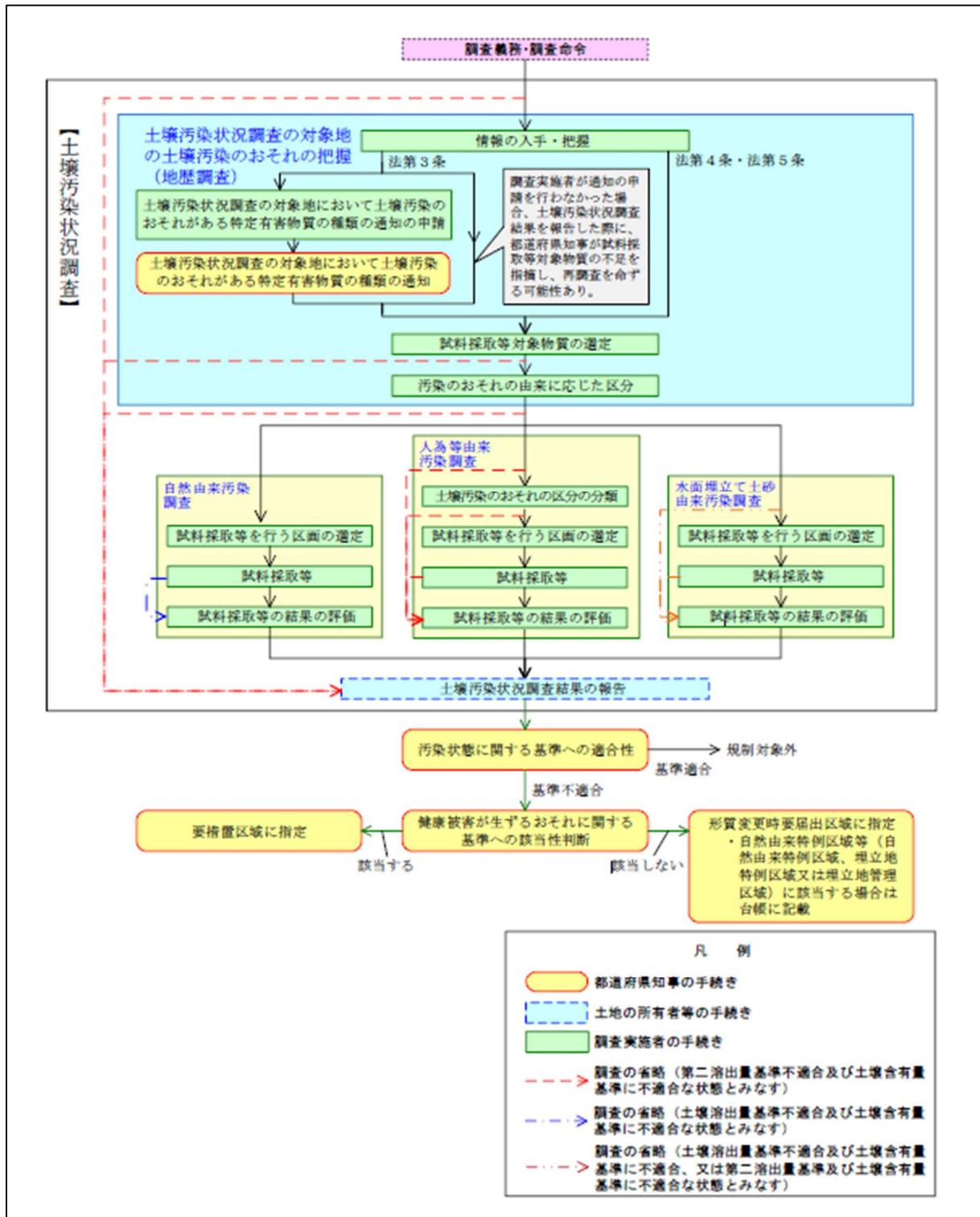


図-1.2 土壌汚染状況調査の流れ

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省、令和4年8月p19）」

2. 調査対象地

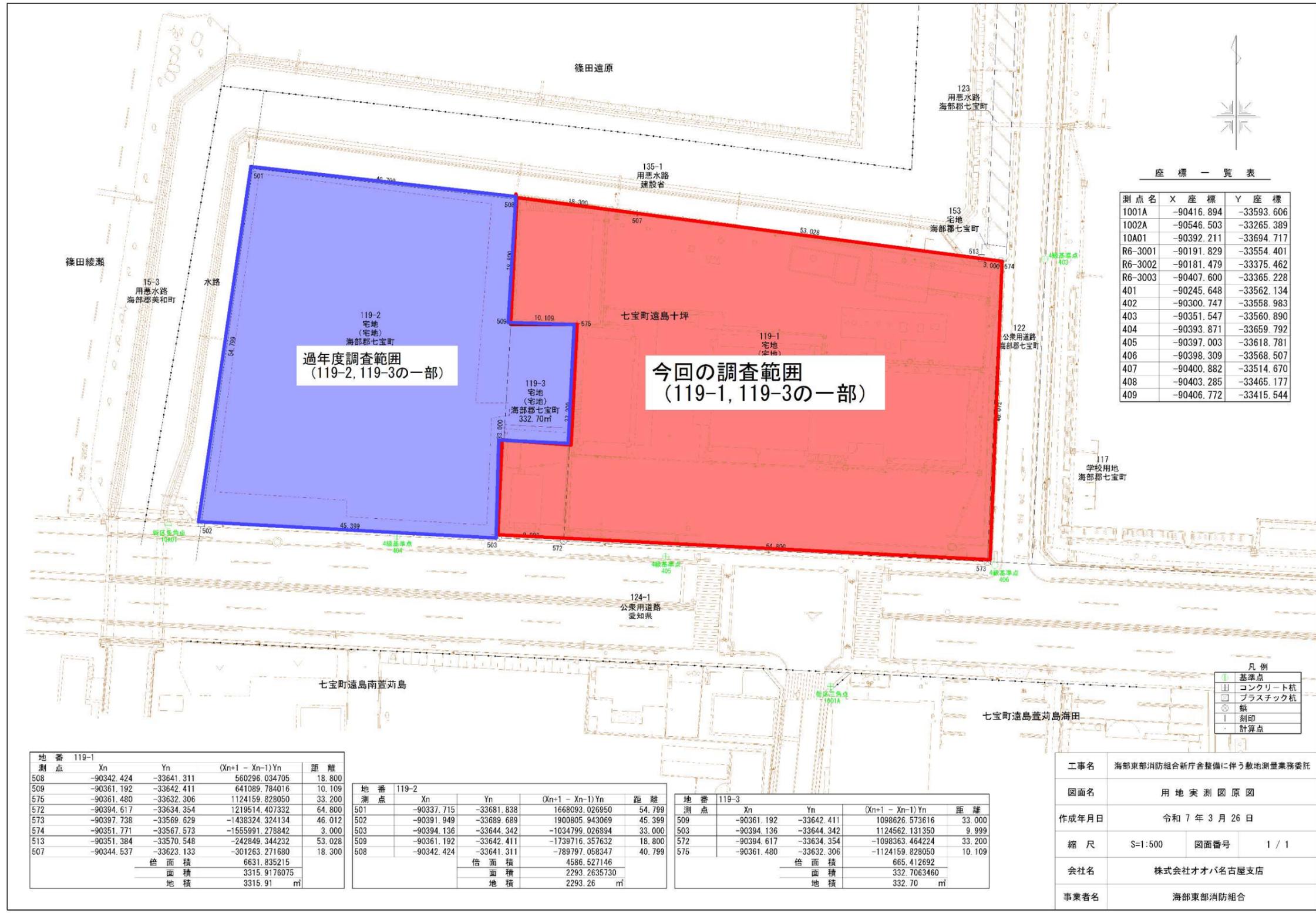
本調査の対象地は、図-1.1 に示す愛知県あま市七宝町遠島である。調査対象地には、海部東部消防組合消防本部消防署と津島警察署七宝交番が位置する。

本調査では、図- 2.1 調査対象地平面図図- 2.1 の平面図に示す土地を調査対象とし、表- 2.1 に示すように、調査対象地内にある土地は、あま市七宝町遠島十坪^{しっぽうまちとおしまじゅうつぼ}の2筆であり、調査対象地全体の面積は約 3,631m²である。

表- 2.1 調査対象地の地番一覧表

	地番	筆数
あま市七宝町遠島十坪	119-1	2
	119-3	

また、調査地に隣接する「119-2」については過去に土壤汚染調査報告書が作成されており、届出を行う海部県民事務所と協議の上、届出時にそれぞれの報告書を提出する必要がある。



座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
1001A	-90416.894	-33593.606
1002A	-90546.503	-33265.389
10A01	-90392.211	-33694.717
R6-3001	-90191.829	-33554.401
R6-3002	-90181.479	-33375.462
R6-3003	-90407.600	-33365.228
401	-90245.648	-33562.134
402	-90300.747	-33558.983
403	-90351.547	-33560.890
404	-90393.871	-33659.792
405	-90397.003	-33618.781
406	-90398.309	-33568.507
407	-90400.882	-33514.670
408	-90403.285	-33465.177
409	-90406.772	-33415.544

地番 119-1

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
508	-90342.424	-33641.311	560296.034705	18.800
509	-90361.192	-33642.411	641089.784016	10.109
575	-90361.480	-33632.306	1124159.828050	33.200
572	-90394.617	-33634.354	1219514.407332	64.800
573	-90397.738	-33569.629	-1438324.324134	46.012
574	-90351.771	-33567.573	-1555991.278842	3.000
513	-90351.384	-33570.548	-242849.344232	53.028
507	-90344.537	-33623.133	-301263.271680	18.300
倍面積				6631.835215
面積				3315.9176075
地積				3315.91 m ²

地番 119-2

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
501	-90337.715	-33681.838	1668093.026950	54.799
502	-90391.949	-33689.689	1900805.943069	45.399
503	-90394.136	-33644.342	-1034799.026894	33.000
509	-90361.192	-33642.411	-1739716.357632	18.800
508	-90342.424	-33641.311	-789797.058347	40.799
倍面積				4586.527146
面積				2293.2635730
地積				2293.26 m ²

地番 119-3

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
509	-90361.192	-33642.411	1098626.573616	33.000
503	-90394.136	-33644.342	1124562.131350	9.999
572	-90394.617	-33634.354	-1098363.464224	33.200
575	-90361.480	-33632.306	-1124159.828050	10.109
倍面積				665.412692
面積				332.7063460
地積				332.70 m ²

工事名	海部東部消防組合新庁舎整備に伴う敷地測量業務委託		
図面名	用地実測図原図		
作成年月日	令和7年3月26日		
縮尺	S=1:500	図面番号	1 / 1
会社名	株式会社オオバ名古屋支店		
事業者名	海部東部消防組合		

図- 2.1 調査対象地平面図

3. 調査内容及び方法

土地利用等履歴調査（いわゆる地歴調査）では、可能な限り過去に遡り、対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために必要な土地の利用履歴や特定有害物質の取扱状況（埋設等、使用等または貯蔵等）及び土壌・地下水の汚染の概況等の情報を、資料調査及び聴取調査ならびに現地調査を実施することにより、入手・把握した。

3.1 参考法規等

- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日公布 法律第 53 号）
- ・ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日公布 法律第 33 号）
- ・ 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年 11 月 13 日公布 政令第 336 号）
- ・ 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日公布 環境省令第 29 号）
- ・ 土壌汚染状況調査における地歴調査について（平成 24 年 8 月 17 日改正 環水大土発第 120817003 号）
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）
 - 1.1.1（令和 4 年 8 月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月 25 日 愛知県）
- ・ 愛知県土壌汚染等対策指針（平成 22 年 9 月 28 日 愛知県告示第 571 号）

3.2 特定有害物質

対象とする有害物質は、土壌汚染対策法で特定有害物質として指定されている表-3.1 に示す 26 物質を基本とした。

表-3.1 土壌汚染対策法に定める特定有害物質

分類	特定有害物質の種類	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン	12物質
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	9物質
第三種特定有害物質 (農薬等: 農薬+PCB)	シマジン、チオベンカルブ、チラウム、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機リン化合物	5物質

3.3 入手及び把握すべき情報

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握において、入手・把握すべき情報や資料の内容を示す。

表-3.2 土壌汚染のおそれの把握において入手・把握すべき情報

入手・把握すべき情報の分類	情報の内容
1) 土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報	・土壌汚染状況調査の対象地の土地の境界及び試料採取等における区画の設定の起点を明瞭に定義し得る情報
2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 土地の用途に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況調査の対象地の土地利用状況及びその変遷 ・建物・設備等の配置及びその変遷 ② 地表の高さの変更、地質に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立てや盛土等の土地改変によって地表の位置が変更された履歴の有無 ・地表の位置の変更を行った時期 ・地表の位置の変更を行った範囲及び高さ ・盛土、埋戻し等に搬入土壌を使用した履歴の有無 ・搬入土壌を使用した範囲及び深さあるいは高さ ・土壌汚染状況調査の対象地における地質の構成及び地下水位
3) 人為等由来の土壌汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 ・調査の実施時期、調査目的(例 法、条例、自主調査)、試料採取等対象物質及び選定理由、調査地点、調査深度、調査の過程の全部又は一部の省略の有無、土壌又は地下水中の特定有害物質の濃度、想定される汚染原因等 ・盛土・埋土の材料とした搬入土壌の分析結果 ・基準不適合土壌の搬出と移動の履歴 ・過去の土壌汚染の除去等の対策 ・対策の実施時期、対策の内容(対策完了の基準、対策の対象とした土壌の範囲と深さ、対策方法等)、対策完了後における土壌の特定有害物質の濃度 ・過去の区域指定等の状況 ・指定台帳及び解除台帳 ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 ・埋設等をした特定有害物質の種類、埋設物の状態、場所、範囲、深さ、量及び時期等 ・飛散の記録 ・流出・浸透事故の記録 ・埋設などをした特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の移動に関する情報 ・災害(地震、洪水、高潮、火災、地すべり等)により飛散等した履歴等 ③ 特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質の使用等の有無 ・使用等していた特定有害物質の種類及び特定有害物質の形態、使用等していた場所、量及び時期等 ・特定有害物質を使用等していた施設の情報(構造、地下構造の深さ、施設に係る配管経路、処理方法等) ・有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置の状況(構造、点検記録)及び漏洩の有無 ・特定有害物質を使用等していた施設や場所への運搬方法、運搬経路及び搬出経路 ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 ・貯蔵等の記録(特定有害物質の種類、貯蔵形態、貯蔵等を行っていた場所、量及び時期等) ・貯蔵等をしていた施設の情報(構造、地下構造物の深さ、施設に係る配管経路等) ・有害物質貯蔵指定施設における地下浸透防止措置の有無及びその状況(構造、点検記録)及び漏洩の有無 ・貯蔵等して施設や場所への運搬方法、運搬経路及び搬出経路 ⑤ その他の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の①～④に該当しない土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報
4) 自然由来の土壌汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> (自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の情報) ・土壌汚染状況調査の対象地における自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の分布状況 ・過去に実施された自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の土壌の分析結果 ・周辺における自然由来特例区域の指定状況及び自然由来の基準不適合が認められた区域の情報 (自然由来盛土等の情報) ・盛土等に用いられた土壌の掘削場所や盛土の工事に関する情報 ・盛土等に用いられた土壌の掘削場所における土壌の汚染状態に関する情報 ・過去に実施された自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の土壌の分析結果
5) 水面埋立てに用いられた土砂由来の土壌汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴の有無とその時期の情報 ・過去に実施された水面埋立て土砂の分析結果(搬入前に行われた当該土砂の分析結果も含む)^{※1} ・周辺における埋立地特例区域の指定状況及び埋立て土砂由来の基準不適合が認められた区域の情報^{※1} ・廃棄物の埋め立ての有無^{※1} ・工業専用地域への該当の有無の情報^{※1}

※1 土壌汚染状況調査の対象地が公有水面埋立地に位置する場合のみ

「土壌対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改定第3.1版)」(環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室、R4.8、pp.165-166)

表- 3.3 資料調査において入手・把握すべき資料の種類（参考例）

資料の種類		私的資料	公的届出資料	一般公表資料
資料を提供する者又は収集する者		土地所有者等	土地所有者等（公的届出資料の副本又は写し）※1	調査実施者
1)	土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための資料	<ul style="list-style-type: none"> 資産リスト（固定資産税・都市計画税 課税明細書等） 土地実測図等 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の特定施設設置届等（法第3条調査） 下水道法の特定施設設置届等（法第3条調査） 調査命令に係る書類（法第4条調査・法第5条調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 公図 都市計画図 Web地図等
2)	土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 工場案内（見学者向け等）、社史等 建物・施設配置図 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法、宅地造成等規制法 	<ul style="list-style-type: none"> 土地又は建物の登記事項証明書（登記簿謄本）（空中写真、住宅地図）※2
	① 土地の用途に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 地質調査報告書、地質柱状図 さく井工事記録 造成工事記録、盛土の施工記録 盛土材料の産地証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法、宅地造成等規制法、環境影響評価法（準備書、評価書、報告書） 地形図※3 	<ul style="list-style-type: none"> 地形図※3 地番図、水理基盤図等 公開情報による周辺の地質情報※4
3)	人為等由来の土壌汚染のおそれに関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 過去に行われた土壌・地下水汚染の調査・対策に関する資料（報告書、分析データ等） 盛土材料の産地証明書、分析結果 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に行われた土壌汚染対策法の調査・対策や自主調査・対策に関する資料（報告書、分析データ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 企業又は自治体の報道発表資料 企業の環境報告書、CSR報告書 要措置区域等の指定台帳及び解除台帳
	① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質の埋設・飛散に関する記録（特定有害物質の種類、場所、深さ、量、時期 等） 流出・浸透事故に関する記録（特定有害物質の種類、場所、流出・浸透量、事故発生日時 等） 行政からの指導、周辺からの苦情に関する記録（対処内容を含む） 埋設等された特定有害物質の発生箇所及び移動経路に関する記録 天災・人災（地震、洪水、高潮、火事）の被災記録 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の特定施設設置届出等 下水道法の特定施設設置届出等 ダイオキシン類対策特別措置法の届出 毒物及び劇薬取締法の届出 大気汚染防止法の届出 労働安全衛生法の届出 化学物質の審査及び製造等に関する法律の届出 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の届出 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の届出 鉱業法の届出 鉄砲刀剣所持等取締法及び指定射撃場に指定に関する内閣府令の届出 その他、慣例法令は「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例（届出等、命令）」を参照 https://www.env.go.jp/water/doiio/law/kaisei2009/memo_h220330.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> 企業又は自治体の報道発表資料 企業の環境報告書、CSR報告書
	② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 取扱物質リスト、取扱物質のSDS 特定有害物質の使用目的、使用形態、使用量、使用場所、使用時 使用等していた施設等の構造図 使用等していた施設等を含む建物の竣工図 配管図、排水経路図、排水分析結果 廃棄物（特定有害物質を含むもの）の保管場所 取扱物質及び廃棄物の運搬経路、運搬方法 	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質の埋設・飛散に関する記録 流出・浸透事故に関する記録 行政からの指導、周辺からの苦情に関する記録（対処内容を含む） 埋設等された特定有害物質の発生箇所及び移動経路に関する記録 天災・人災（地震、洪水、高潮、火事）の被災記録 	<ul style="list-style-type: none"> 社史、市史 製造方法等に関する科学技術論文 特許に関する公開情報（技術情報）
	③ 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵等物質リスト、取扱物質のSDS 貯蔵等量、貯蔵等場所、貯蔵等時期、施設の深度 貯蔵等施設の構造が分かる図面（特に地下浸透防止措置の施行の状況がわかるもの） 配管図、排水経路図、排水分析結果 運搬経路及び運搬方法 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の①～④に該当しない土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が記載されている資料 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査の対象地及び周辺の土地における井戸データの情報
	④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 過去に土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 自然由来と見られる基準不適合土壌が認められている盛土等の部の土壌分析結果 盛土の工事記録 掘削場所の柱状図等 盛土の土壌の移動記録 	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域等の指定の事由となった土壌汚染状況調査結果報告書※5 	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域等の指定台帳、解除台帳※6
⑤ その他の資料	<ul style="list-style-type: none"> 過去に土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 造成工事記録 	<ul style="list-style-type: none"> 公有水面埋立法（公有水面埋立免許願書、公有水面埋立免許変更許可申請書、竣功認可申請書、埋立工事着手届等） 都市計画法、宅地造成等規制法 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 空中写真（昭和52年3月15日以降に撮影されたもの） 廃棄物処理法（水面埋立地の指定の告示、指定区域の台帳） 都市計画図 要措置区域等の指定台帳、解除台帳※7 	
4)	自然由来の土壌汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 過去に土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 自然由来と見られる基準不適合土壌が認められている盛土等の部の土壌分析結果 盛土の工事記録 掘削場所の柱状図等 盛土の土壌の移動記録 	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域等の指定の事由となった土壌汚染状況調査結果報告書※5 	<ul style="list-style-type: none"> 要措置区域等の指定台帳、解除台帳※6
5)	水面埋立てに用いられた土砂由来の土壌汚染のおそれに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 過去に土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 造成工事記録 	<ul style="list-style-type: none"> 公有水面埋立法（公有水面埋立免許願書、公有水面埋立免許変更許可申請書、竣功認可申請書、埋立工事着手届等） 都市計画法、宅地造成等規制法 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） 空中写真（昭和52年3月15日以降に撮影されたもの） 廃棄物処理法（水面埋立地の指定の告示、指定区域の台帳） 都市計画図 要措置区域等の指定台帳、解除台帳※7

※1 何らかの理由により調査実施者が都道府県等により入手した公的届出資料がある場合は、調査対象に含めること
 ※2 建物・施設配置図の補足や過去の工場・事業場の立地履歴を把握する端緒として使用する
 ※3 大規模な土地の形質の変更については、過去と現在の地形図の比較によりわかる場合もある
 ※4 本ガイドラインAppendix-1、汚染土壌の運搬に関するガイドラインAppendix-2
 ※5 自然由来の基準不適合土壌に関する情報が得られる場合もある
 ※6 自然由来の土壌汚染の事例を確認する
 ※7 水面埋立て土砂由来の土壌汚染の事例を確認する

「土壌対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改定第3.1版)」(環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室、R4.8、Appendix19_1)

3.4 特定有害物質等を使用等する業種

表- 3.4 及び図- 3.1 状況調査報告件数（業種区分が不明のものを除く）図- 3.1・図- 3.2 には、環境省による平成 27 年度～令和 5 年度の土壤汚染対策法に係る資料（p3-6 出典参照）から、業種区分毎に土壤汚染状況調査の報告件数及び要措置区域等への指定件数を示す。

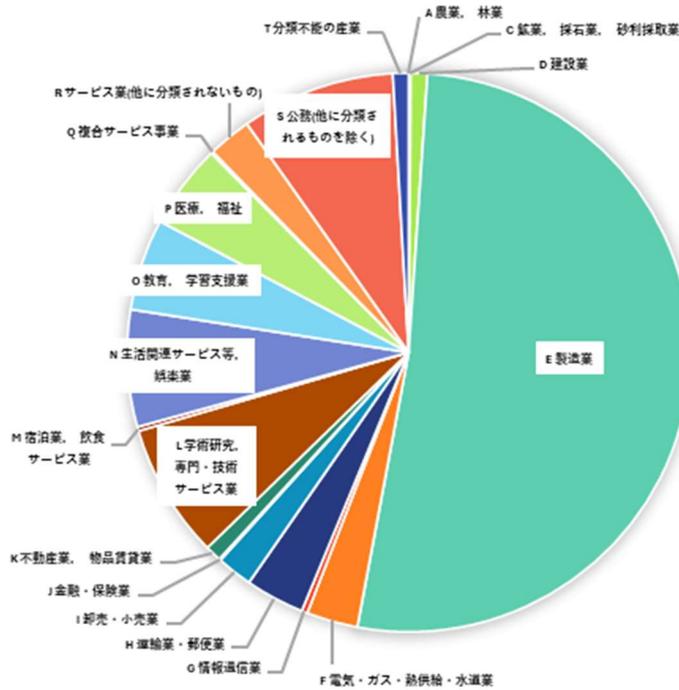


図- 3.1 状況調査報告件数（業種区分が不明のものを除く）

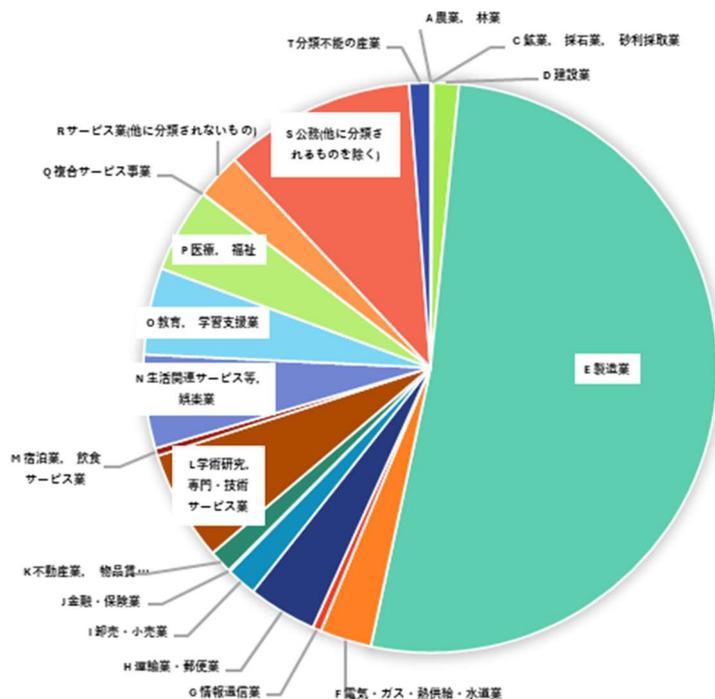


図- 3.2 区域指定件数（業種区分が不明のものを除く）

図-3.1・図-3.2に示すように、法に基づく状況調査や要措置区域等の指定は、多様な業種で実施されている。業種別では、法に基づく状況調査の報告件数及び要措置区域などの指定件数は「製造業」で最も多くなっており、いずれも全業種（業種区分が不明のものを除く）の中で5割強を占めている。また、他の業種では、「公務（他に分類されるものを除く）」や「学術研究、専門・技術サービス業」・「生活関連サービス業、娯楽業」で比較的多くなっている。

表-3.4に示すように、法に基づく状況調査や要措置区域等の指定に際して対象となった特定有害物質の種類は、「製造業」・「公務（他に分類されるものを除く）」・「学術研究、専門・サービス業、娯楽業」では第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）の占める割合が高くなっている。

表-3.4 業種区分別の調査結果報告件数及び要措置区域など指定件数(平成27年度~令和5年度)

業種区分 (日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目 及び分類記号・分類番号)	平成27年度~令和5年度							業種区分 (日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目 及び分類記号・分類番号)	平成27年度~令和5年度										
	土壌汚染 状況調査 報告件数	区域等指定件数							土壌汚染 状況調査 報告件数	区域等指定件数									
		指定 件数	VOC (第一種) (不適合)	重金 属等 (第二種) (不適合)	農薬等 (第三種) (不適合)	複合 汚染	調査の 省略			指定 件数	VOC (第一種) (不適合)	重金 属等 (第二種) (不適合)	農薬等 (第三種) (不適合)	複合 汚染	調査の 省略				
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%						
A 農業、林業	2	0.0	0	0.0	0	0	0	I 卸売・小売業	135	1.4	56	1.2	8	42	0	6	7		
01 農業	2	0.0	0	0.0	0	0	0	50 各種商品卸売業	5	0.1	2	0.0	0	2	0	0	0		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.1	5	0.1	0	4	0	1	52 飲食料品卸売業	8	0.1	1	0.0	0	0	0	1	2	
05 鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.1	5	0.1	0	4	0	1	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2	0.0	1	0.0	0	1	0	0	0	
D 建設業	62	0.6	47	1.0	1	44	0	2	54 機械器具卸売業	5	0.1	1	0.0	0	1	0	0	0	
06 総合工事業	56	0.6	41	0.9	0	39	0	2	55 その他の卸売業	17	0.2	9	0.2	1	7	0	1	1	
07 職別工事業(設備工事を除く)	2	0.0	3	0.1	1	2	0	0	56 各種商品小売業	20	0.2	10	0.2	0	9	0	1	0	
08 設備工事業	4	0.0	3	0.1	0	3	0	0	57 織物・衣服・身の回り品小売業	0	0.0	2	0.0	0	2	0	0	0	
B 製造業	3401	35.5	1694	35.8	78	1335	1	280	256	58 飲食料品小売業	4	0.0	1	0.0	0	1	0	0	0
09 食料品製造業	51	0.5	24	0.5	0	24	0	0	1	59 機械器具小売業	10	0.1	3	0.1	0	3	0	0	1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	12	0.1	8	0.2	0	8	0	0	0	60 その他の小売業	63	0.7	26	0.5	7	16	0	3	3
11 繊維工業	73	0.8	30	0.6	0	25	0	5	2	61 無店舗小売業	1	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	6	0.1	6	0.1	0	6	0	0	0	J 金融・保険業	6	0.1	3	0.1	0	0	0	3	3
13 家具・装飾品製造業	7	0.1	2	0.0	0	2	0	0	0	62 銀行業	5	0.1	3	0.1	0	0	0	3	3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	27	0.3	16	0.3	1	14	0	1	1	65 金融商品取引業、商品先物取引業	1	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
15 印刷・同関連業	70	0.7	30	0.6	1	26	0	3	3	K 不動産業、物品賃貸業	61	0.6	43	0.9	1	40	0	2	2
16 化学工業	541	5.6	274	5.8	17	177	0	80	84	68 不動産取引業	31	0.3	26	0.5	1	23	0	2	1
17 石油製品・石炭製品製造業	48	0.5	23	0.5	0	16	0	7	6	69 不動産賃貸業・管理業	26	0.3	15	0.3	0	15	0	0	1
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	32	0.3	15	0.3	1	13	0	1	2	70 物品賃貸業	4	0.0	2	0.0	0	2	0	0	0
19 ゴム製品製造業	35	0.4	9	0.2	0	6	0	3	0	L 学術研究、専門・技術サービス業	510	5.3	205	4.3	3	189	0	13	8
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	3	0.0	2	0.0	1	1	0	0	0	71 学術・開発研究機関	415	4.3	173	3.7	1	163	0	9	6
21 窯業・土石製品製造業	110	1.1	61	1.3	0	58	0	3	13	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	20	0.2	7	0.1	0	6	0	1	0
22 鉄鋼業	192	2.0	114	2.4	0	95	0	19	59	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	75	0.8	25	0.5	2	20	0	3	2
23 非鉄金属製造業	86	0.9	45	1.0	1	37	0	7	5	M 宿泊業、飲食サービス業	16	0.2	14	0.3	0	14	0	0	0
24 金属製品製造業	677	7.1	422	8.9	27	332	0	63	33	75 宿泊業	10	0.1	9	0.2	0	9	0	0	0
25 はん用機械器具製造業	74	0.8	21	0.4	0	20	0	1	1	76 飲食店	2	0.0	1	0.0	0	1	0	0	0
26 生産用機械器具製造業	90	0.9	40	0.8	1	33	0	6	4	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	4	0.0	4	0.1	0	4	0	0	0
27 業務用機械器具製造業	142	1.5	67	1.4	5	56	0	6	4	N 生活関連サービス業、娯楽業	443	4.6	174	3.7	136	30	0	8	19
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	256	2.7	118	2.5	7	89	0	22	10	78 洗滌・理容・美容・浴場業	393	4.1	154	3.3	134	12	0	8	18
29 電気機械器具製造業	272	2.8	113	2.4	5	90	1	17	11	79 その他の生活関連サービス業	32	0.3	7	0.1	1	6	0	0	0
30 情報通信機械器具製造業	37	0.4	21	0.4	1	15	0	5	2	80 娯楽業	18	0.2	13	0.3	1	12	0	0	1
31 輸送用機械器具製造業	388	4.0	146	3.1	3	124	0	19	11	O 教育、学習支援業	348	3.6	161	3.4	0	156	0	5	13
32 その他の製造業	172	1.8	87	1.8	7	68	0	12	7	81 学校教育	336	3.5	150	3.2	0	146	0	4	11
F 電気・ガス・熱供給・水道業	193	2.0	95	2.0	1	76	0	18	18	82 その他の教育、学習支援業	12	0.1	11	0.2	0	10	0	1	2
33 電気業	129	1.3	46	1.0	0	39	0	7	11	P 医療、福祉	319	3.3	156	3.3	1	151	0	4	17
34 ガス業	35	0.4	33	0.7	1	21	0	11	5	83 医療業	289	3.0	144	3.0	1	139	0	4	17
36 水道業	29	0.3	16	0.3	0	16	0	0	2	84 保健衛生	27	0.3	10	0.2	0	10	0	0	0
G 情報通信業	22	0.2	16	0.3	0	14	0	2	1	85 社会保険・社会福祉・介護事業	3	0.0	2	0.0	0	2	0	0	0
37 通信業	7	0.1	4	0.1	0	3	0	1	0	Q 複合サービス業	8	0.1	1	0.0	0	1	0	0	0
38 放送業	6	0.1	3	0.1	0	3	0	0	0	86 郵便局	1	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
39 情報サービス業	3	0.0	3	0.1	0	3	0	0	0	87 協同組合(他に分類されないもの)	7	0.1	1	0.0	0	1	0	0	0
40 インターネット付随サービス業	2	0.0	2	0.0	0	2	0	0	0	R サービス業(他に分類されないもの)	164	1.7	84	1.8	2	73	0	9	10
41 映像・音声・文字情報制作業	4	0.0	4	0.1	0	3	0	1	1	88 廃棄物処理業	83	0.9	49	1.0	0	41	0	8	10
H 運輸業・郵便業	223	2.3	127	2.7	4	117	0	6	18	89 自動車整備業	31	0.3	22	0.5	0	21	0	1	0
42 鉄道業	76	0.8	56	1.2	1	54	0	1	8	90 機械等修理業(別掲を除く)	3	0.0	3	0.1	0	3	0	0	0
43 道路旅客運送業	21	0.2	14	0.3	0	12	0	2	0	92 その他の事業サービス業	19	0.2	2	0.0	0	2	0	0	0
44 道路貨物運送業	33	0.3	14	0.3	1	13	0	3	3	95 その他のサービス業	28	0.3	8	0.2	2	6	0	0	0
45 水運業	1	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	S 公務(他に分類されるものを除く)	580	6.0	353	7.5	11	318	0	24	37
46 航空運輸業	35	0.4	7	0.1	1	6	0	0	0	97 国家公務	125	1.3	70	1.5	2	65	0	3	6
47 倉庫業	38	0.4	23	0.5	0	21	0	2	6	98 地方公務	455	4.7	283	6.0	9	253	0	21	31
48 運輸に附帯するサービス業	18	0.2	12	0.3	1	10	0	1	1	T 分類不能の産業	59	0.6	39	0.8	0	36	0	3	2
49 郵便業(信書便事業を含む)	1	0.0	1	0.0	0	1	0	0	0	99 分類不能の産業	59	0.6	39	0.8	0	36	0	3	2
										不明	3030	31.6	1461	30.9	46	1290	3	122	153
										合計	9588	100.0	4734	100.0	292	3930	4	508	567

出典

- 「平成27年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、平成29年8月、pp28-29・pp37-38)
- 「平成28年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、平成30年4月、pp28-29・pp37-38)
- 「平成29年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、平成31年4月、pp28-29・pp37-38)
- 「平成30年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和2年3月、pp28-29・pp37-38)
- 「令和元年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和3年6月、pp30-31・pp39-40)
- 「令和2年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和4年4月、pp32-33・pp41-42)
- 「令和3年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和5年4月、pp34-35・pp43-44)
- 「令和4年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和6年4月、pp38-39・pp47-48)
- 「令和5年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省水・大気環境局、令和7年4月、pp38-39・pp48-49)

3.5 調査項目

以下には、本報告書でとりまとめた調査結果の項目及び収集した資料の概要を示す。本報告書の巻末には、収集・整理した資料-1~資料-7を添付した。

3.5.1 地形・地質に関する情報

(1) 地形の概要

地形分類図等による調査対象地の地形概況の把握

(2) 地質の概要

資料-1

地質図や既存ボーリング資料等による調査対象地の地質・地下水流向の把握

3.5.2 土地利用変遷調査

(1) 登記情報の調査

資料-2

法務局の土地の登記情報による土地の所有者、地目等の調査

- ・地図に準ずる図面
- ・全部事項証明書（土地）

(2) 住宅地図の判読

資料-3

過去の住宅地図史料及び最新の住宅地図の判読

資料番号	住宅地図-1	住宅地図-2	住宅地図-3	
発行年	西暦	1972年	1980年	2023年
	和暦	昭和47年	昭和55年	令和5年

(3) 空中写真の判読

資料-4

過去に撮影された空中写真の判読

資料番号	空中写真-1	空中写真-2	空中写真-3	空中写真-4	
撮影年	西暦	1946年	1959年	1968年	1975年
	和暦	昭和21年	昭和34年	昭和43年	昭和50年
資料番号	空中写真-5	空中写真-6	空中写真-7	空中写真-8	
撮影年	西暦	1987年	1996年	2007年	2020年
	和暦	昭和62年	平成8年	平成19年	令和2年

3.5.3 調査対象地の状況調査

- (1) 現況利用調査 資料-5

調査対象地を踏査し、現状での土地利用状況等を把握した。

- (2) 聴き取り調査 資料-6

調査対象地において土壌汚染に関する情報を得るため、対象地関係者に聴き取り調査を行った。

- (3) 法令関係資料の調査 資料-7

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定区域の指定、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号）に定められる特定施設の有無を調査した。

4. 調査結果

4.1 地形・地質に関する情報

以下に、調査対象地で行われた、海部東部消防組合新庁舎整備に伴う地質調査業務（R7.3 基礎地盤コンサルタンツ株式会社）から引用した地形・地質概要について記す。

4.1.1 地形概要

調査地周辺は木曾川、長良川、揖斐川の流下する濃尾平野が広がり、その周囲を養老山地、美濃三河高原などが取り囲むように連なる。調査地は濃尾平野中央付近にあたる木曾川と庄内川に挟まれた平野に位置する(図-3.1.1)。

濃尾平野は全体で約 1,500km²の面積を有し、その 80%以上の面積は木曾川・長良川・揖斐川を主体とした大・中河川によって形成された沖積低地よりなる。丘陵地や洪積台地は少なく、平野東端部に知多・猿投上昇帯として細長く発達している。

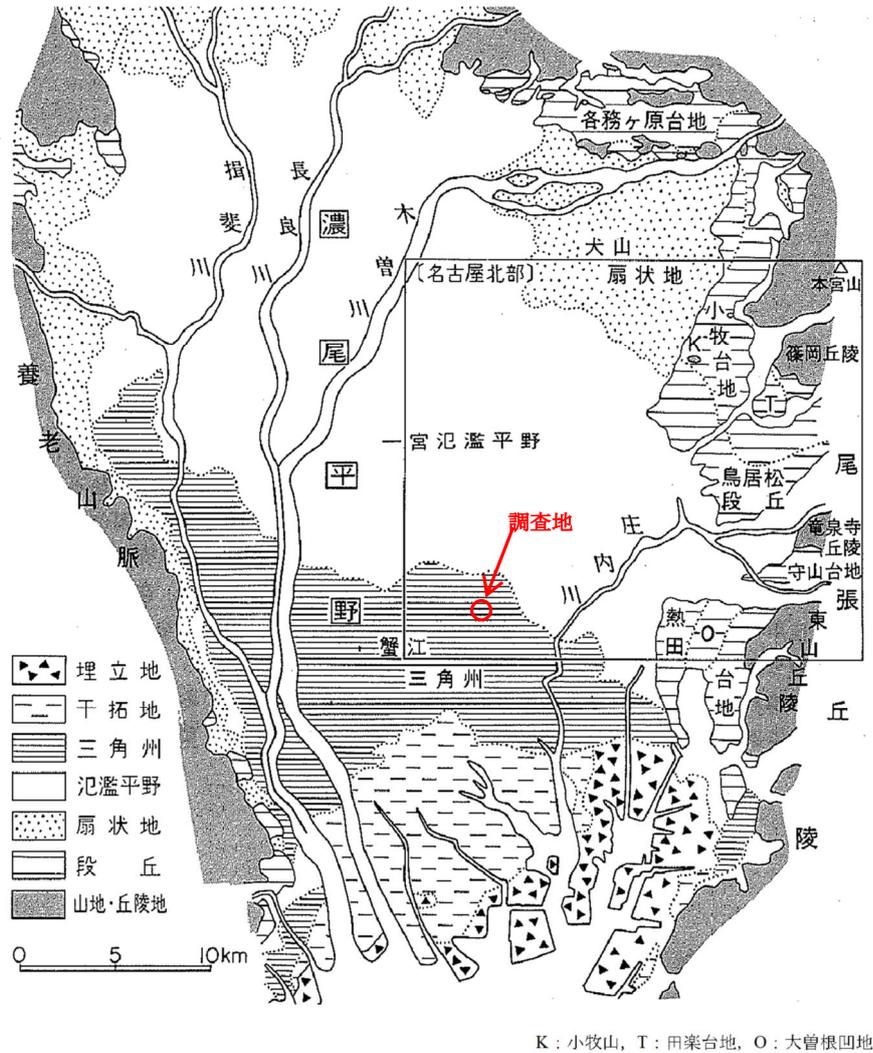


図-3.1.1 濃尾平野の地形概念図

出典：5 万分の 1 地質図幅「名古屋北部地域の地質」S59.3 地質調査所

調査地を含む濃尾平野の中央から南部は、木曾川などの大河川が合流する河口部にあたり、調査地付近の地形は「蟹江三角州」呼ばれる三角州に分類されている(図-3.1.2)。

蟹江三角州は、ほぼ名鉄津島線以南(海拔 1.5~2.5m の等高線以南)の地域を占める。大部分が奈良時代以降に陸化した低湿地とされる。自然堤防の発達には北側の氾濫平野(一宮氾濫平野)に比べて小規模で連続性に乏しく、後背湿地との比高差は 0.5m 前後のものが多いとされている。

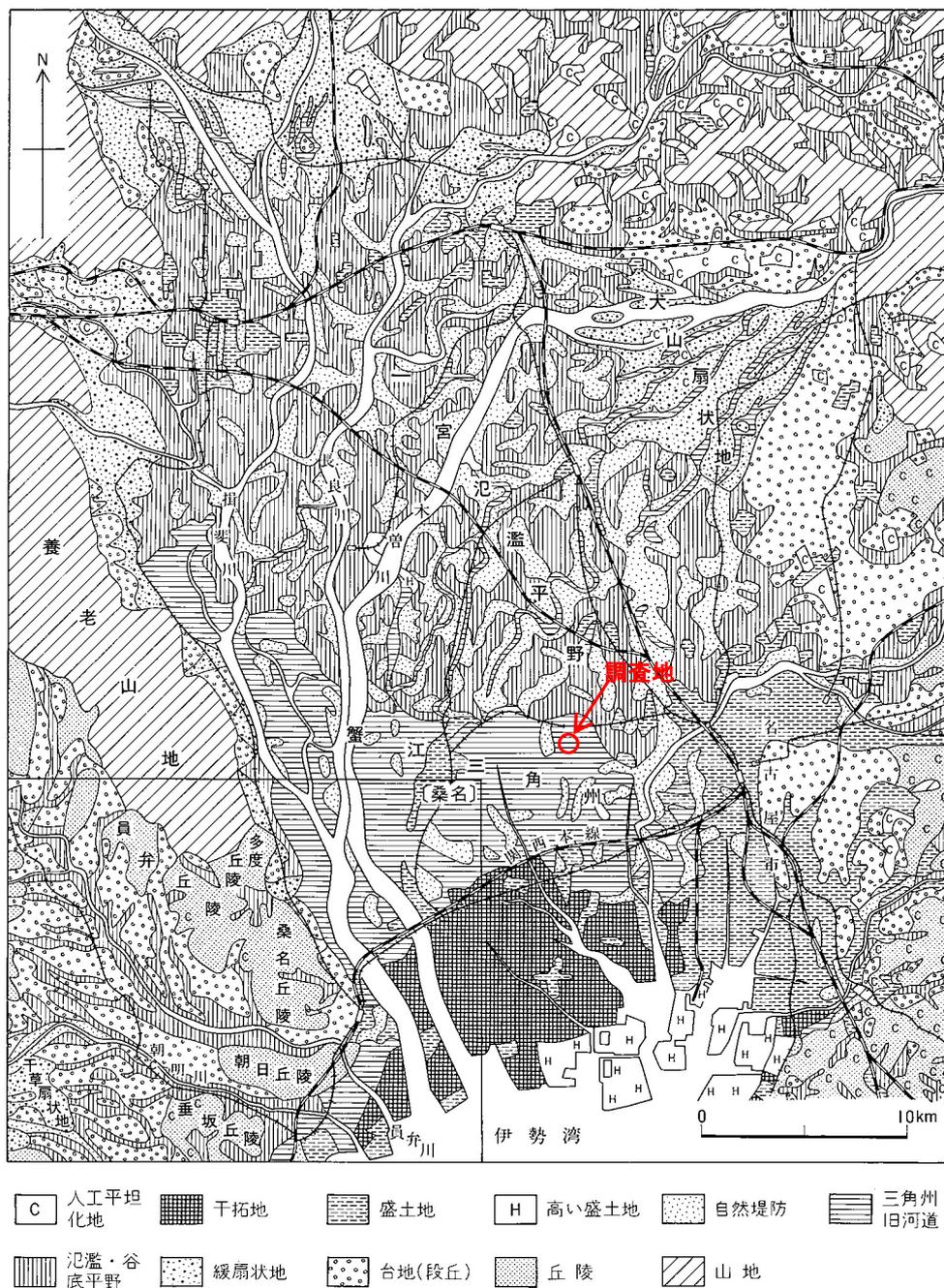


図-3.1.2 濃尾・伊勢平野の地形分類図

出典：5万分の1地質図幅「桑名地域の地質」H3.3 地質調査所

4.1.2 地質概要

調査地を含む濃尾平野は、一般に、形成過程が5つの時代に大別されており、各時代の堆積環境を反映した土質からなる地層が分布する。

〔濃尾平野の地盤形成過程〕

①第一瀬戸内期(第三紀中新世)：瑞浪層群等の形成

伊勢湾を中心に長野県南部から奈良県北東部、瀬戸内海地方に海水が浸入した時代で、海成堆積物により地層が形成される。

②第二瀬戸内期(第三紀鮮新世)：東海層群の形成

第一瀬戸内海区域の沈降により堆積盆が形成された時代で、淡水性の堆積物により地層が形成される。

③濃尾傾動運動期(第四紀前期)：海部・弥富累層の形成

断層運動により幾つかの地塊ブロックに分けられ、またこの地塊が西に向かって傾動した時代で、隆起した地塊から粗粒物が供給される一方、氷河性の海面変動により海水が浸入し、海成粘土が堆積して地層が形成される。

④段丘形成期(第四紀後期)：熱田層、第一礫層等の形成

氷河性の海面変動により、沈降域が埋められていく一方、平野縁辺部が段丘状(台地)に残された時代で、海成粘土(海進期)や淡水性の砂や礫(海退期)が堆積する。

熱田層下部：海進期に堆積した海成粘土層

熱田層上部：海退期の淡水性土砂の堆積過程に御岳山噴火が重なり、浮石や火山灰が混入して形成された地層

段丘礫層：海退期に平野縁辺部に粗粒物が堆積し、急速な海退で削り残された部分が段丘として残った地層

第一礫層：伊勢湾や濃尾平野が干上がり、木曾川の河床堆積物が広範囲に分布した際に形成された地層

⑤沖積平野形成期(第四紀後期から完新世)：濃尾層、南陽層

海面が急激に上昇した時代で、河川により運ばれてきた上流側土砂により地層が形成される。

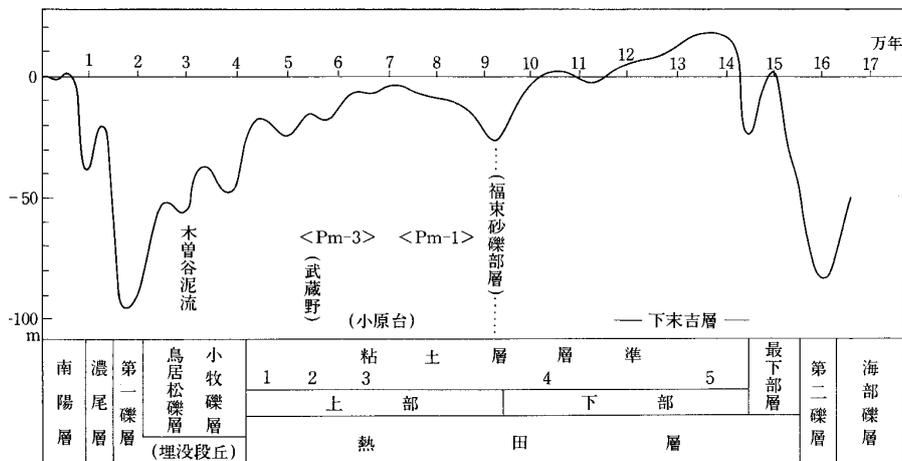
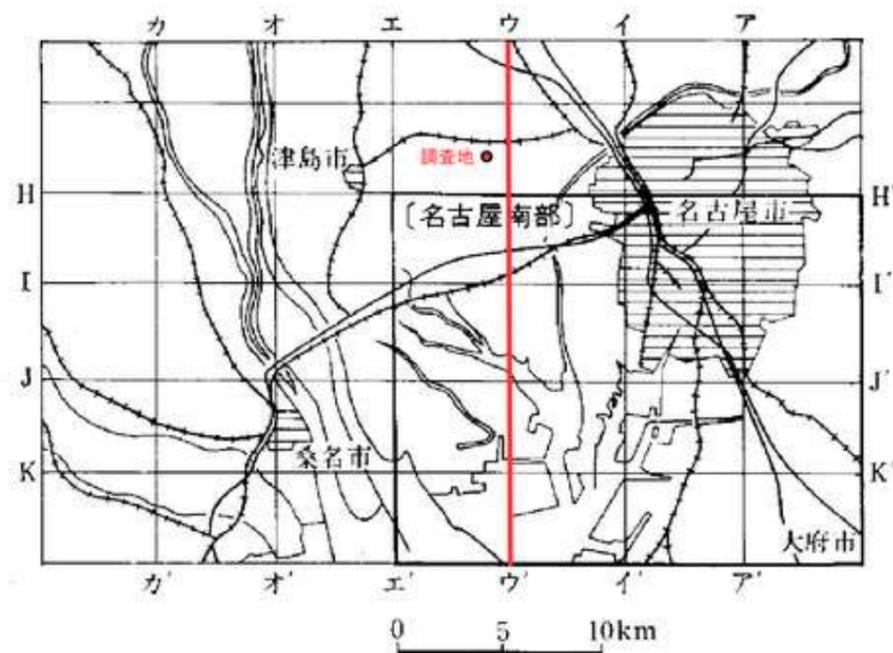


図-3.2.1 伊勢湾周辺地域の更新世中期末以降の海水準変動曲線

出典：5万分の1地質図幅「桑名地域の地質」H3.3 地質調査所

調査地域の地質区分一覧表

地質時代		地層区分	
新生代	第四紀	完新世	南陽層 A
			濃尾層 N
		後期	第一礫層 D ₅
			鳥居松礫層 D ₅
			大曾根層 D ₄
			熱田層 上部D _{3U} 下部D _{3L}
			第二礫層 D _m
		中期	海部累層 D _m
			第三礫層 D _m
			弥富累層
前期	東海層群 P		
	中新世 中新統 P		
第三紀	鮮新世	東海層群 P	
中・古生代		基盤 G	



凡例	
	主な礫層
	礫層
	砂層
	粘土層
A	南陽層
N	濃尾層
G ₁	第一礫層
D ₅	鳥居松礫層
D ₄	小牧礫層 大曾根層
D ₃	熱田層
G ₂	第二礫層
Am	海部累層
G ₃	第三礫層

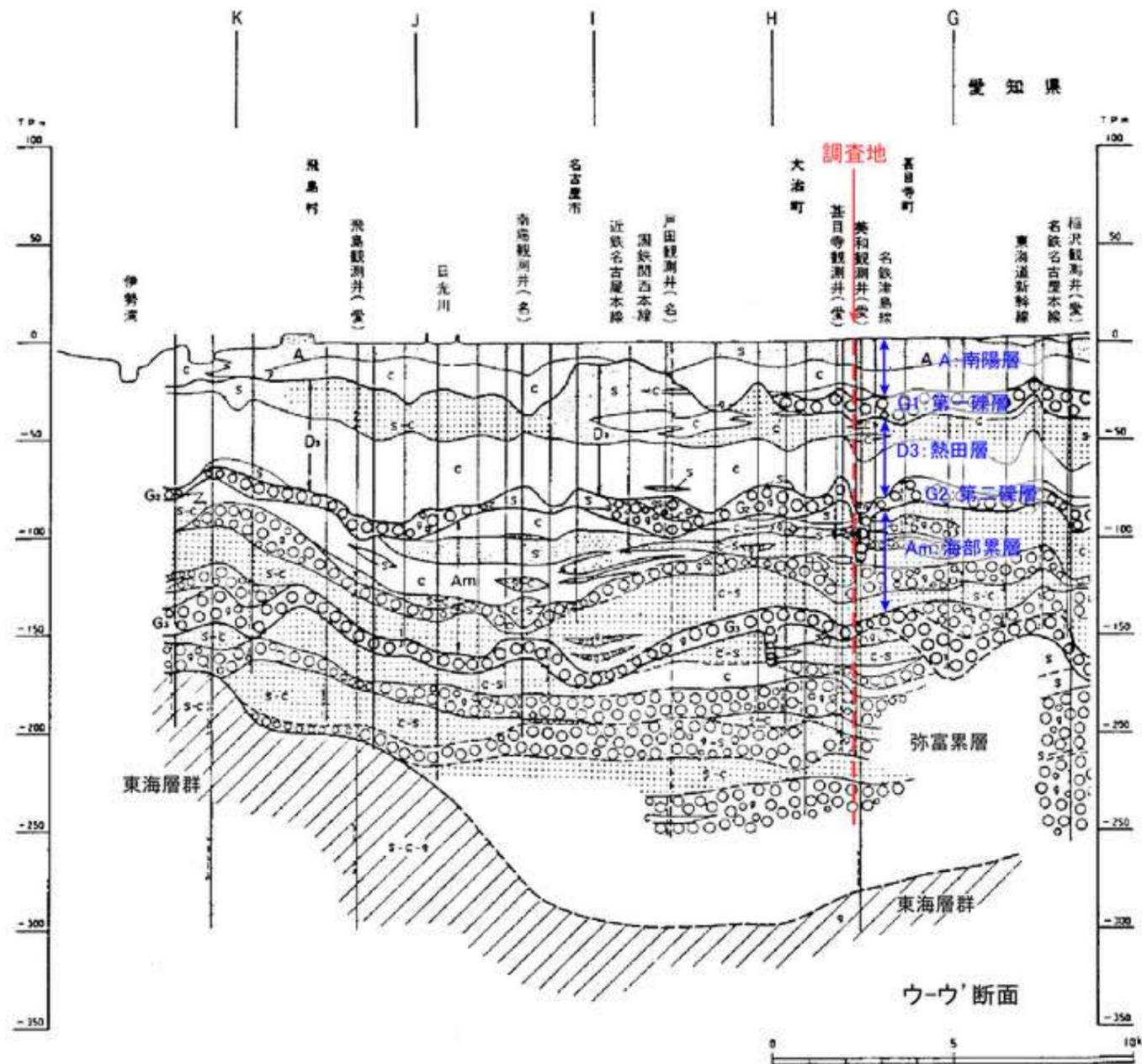


図-3.3 調査地付近の地質断面図

出典：5万分の1地質図幅「名古屋地域南部の地質」S61.3 地質調査所 ※地層区分を追記

4.1.3 既存ボーリング資料

巻末の資料-1には、調査対象地で行われた、海部東部消防組合新庁舎整備に伴う地質調査業務(R7.3 基礎地盤コンサルタンツ株式会社)のボーリング柱状図を示した。また、図-4.1には、ボーリング位置平面図及び地質断面図を示した。

4.1.3.1 地層構成

(1) 盛土層

層厚は0.8~2.2 mで、基底面は標高-0.38~-1.69 mに位置する。表層アスファルトの厚さは5 cmである。

(2) 沖積層

10 m以上の層厚を有し、基底面は標高-30m付近にある。上部は粘性土層(Auc)と砂層(Aus)、下部は粘性土層(ALc-1、ALc-2、ALc-3、ALc-4)、砂層(ALs)で構成される。

(3) 第一礫層

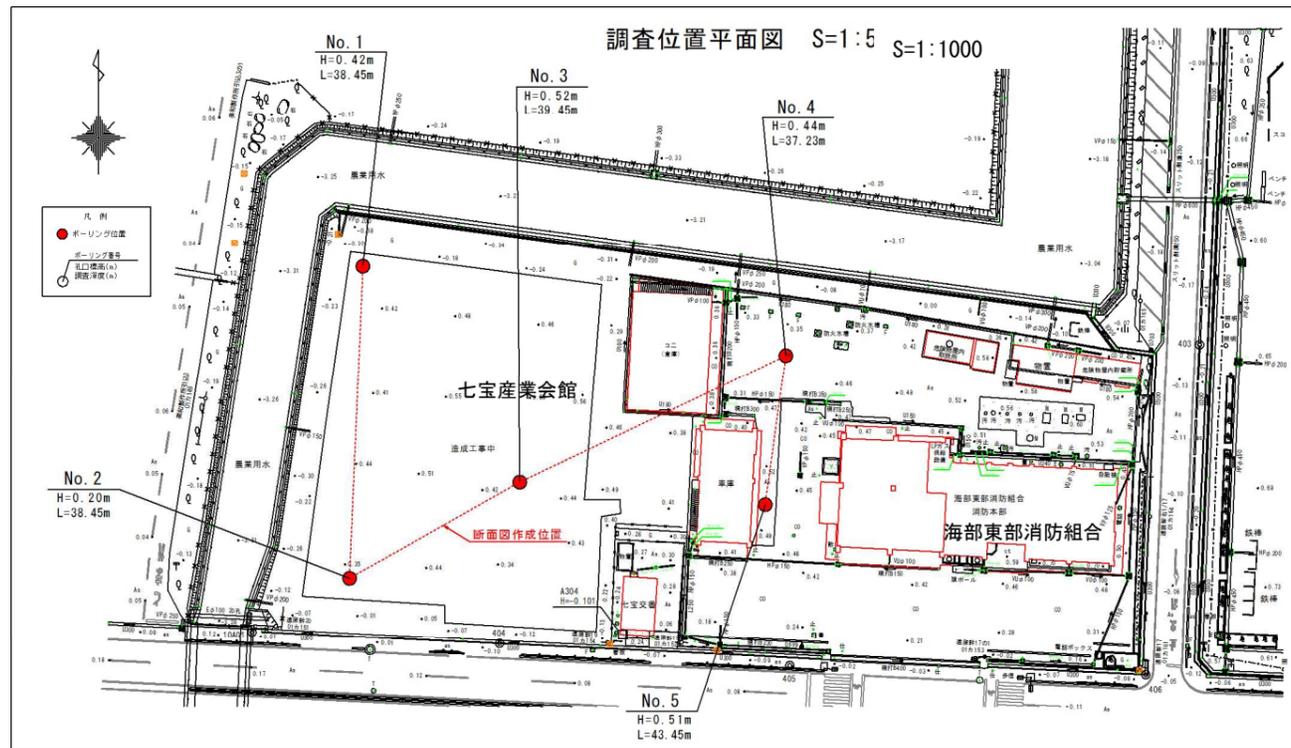
層厚は8m前後。基底面は標高-37 m付近にある。玉石混じり砂礫層で構成されるが、時に礫混じり砂層を伴う。

(4) 熱田層上部

10 m以上の層厚を有する。粘性土層(Dc)と砂層(Ds)で構成される。

4.1.3.2 地下水

図-4.1に示したボーリング資料によれば、孔内水位は孔底深度に関わらずGL-1.20~2.15 mほどの浅い位置で確認されている。この水位は標高では-1.0~-2.0m程度である。また、海部東部消防組合新庁舎整備に伴う地質調査業務(R7.3 基礎地盤コンサルタンツ株式会社)によれば「調査地に隣接する農業用水路の水面は標高-1.5m前後で概ね孔内水位に対応する高さである」とされている。よって、調査地の地下水は表層から浅い位置に分布していると考えられる。



地質構成表

地質時代	地質	記号	土質	N値 (平均)	記事
現世	盛土	B	礫質土	1~3 (2)	既存施設の土地造成に伴う盛土。砂や粘土が不規則に混じる砂礫かなる。色調は茶褐色。コンクリート片やφ100mm前後の玉石も混じる。
第四紀	沖積層上部	Auc	粘性土	2~8 (4)	軟質な粘性土主体で、砂や礫も混じる。色調は茶灰~灰色。礫混じり砂よりなる区間もある。層厚は1~2mだが、連続性は良い。
		Aus	砂質土	3~20 (11)	砂分は細砂~中砂主体で、砂の粒径は概ね均一。色調は灰色。層厚は6m前後。地層の下方で細砂分が混じる場合がある。
	沖積層下部	ALc-1	粘性土	0~6 (2)	砂分の多い粘性土よりなり軟質。砂は細砂主体。色調は暗灰色。層厚は6~7m。細砂が多いため粘性は低い。真砂片や有機物片も少量混じる。
		ALc-2	粘性土	0~1 (0)	概ね均質な粘性土よりなり著しく軟質。色調は暗灰色。層厚は8m前後。真砂片が混じる。腐かにソーム状または膜状に細砂を挟む。
		ALc-3	粘性土	2~6 (4)	砂分の多い粘性土主体だが、シルト質細砂よりなる区間もあり不均質。色調は暗灰色。層厚は2~3m。真砂片が少量混じる。
		ALs	砂質土	7~29 (20)	粗中砂~シルト混じり細砂よりなり、粒径の変化が大きい。色調は暗灰色。層厚は2~4mで断面地の東側で厚い。
	ALc-4	粘性土	3~15 (7)	粘性土主体だが、地層下部でシルト質細砂よりなる区間もある。色調は暗灰色。層厚は1~4m。断面地の西側下部は砂質土よりなり層厚が厚くなる。	
	更新世	第一礫層	Dg	礫質土	37~120 (69)
熱田層上部	Dc	粘性土	8~38 (20)	砂分の多い粘性土よりなる。砂は細砂主体。色調は暗灰~灰色。層厚は1m以下。細砂が多いため粘性は低い。	
	Ds	砂質土	39~67 (57)	砂分は細砂主体で、砂の粒径は概ね均一。細砂分が少量混じる。色調は灰色。	

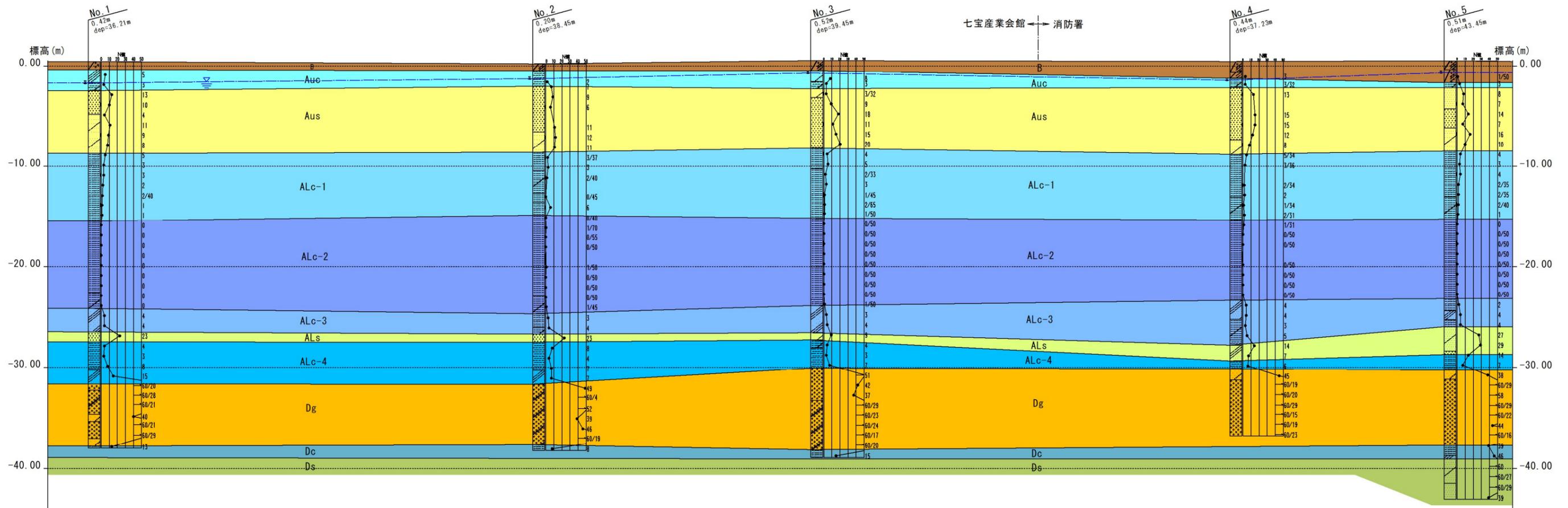
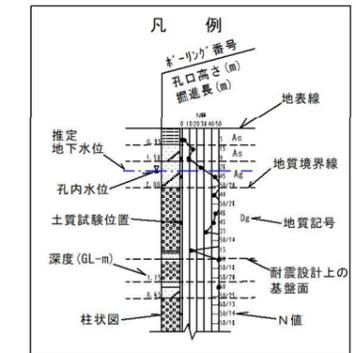


図-4.1 ボーリング位置平面図及び地質断面図 (S=1:400)

4.2 土地利用変遷調査

4.2.1 登記情報の調査

図-2.1 の調査対象地平面図、表-2.1 の調査対象地の地番一覧表に示したように、調査対象地には計2筆の土地がある。

これらの土地について、巻末に添付した資料-2 の土地の登記情報（全部事項証明書）から各筆の登記状況を取りまとめ、表-4.1 に示した。

表-4.1 調査対象地の地積・所有者・地目等

大字・字	地番	地積 (m ²)	登記年月日	原因 (及びその日付)	地目	所有者	備考	
七宝町遠島十坪	2145番	95	—	—	田	—	—	
	119番	3300	昭和49年2月22日	土地改良法による換地処分 (昭和49年2月13日)	田	—	他の従前の土地 海部郡七宝町大字遠島字海田 2151番、2152番、2153番、2154番、2155番、2156番、2157番、2159番、2160番、2161番・2162番合併、2165番、2166番、2167番	
	119番1	3157	昭和49年4月6日	文筆	宅地	—	119番1、119番2、119番3に文筆	
		3157.36	昭和49年4月13日	地目変更 (昭和47年3月1日)		—	—	
		3300.93	昭和49年4月13日	120番3を合筆		—	—	
		3157.36	昭和50年2月12日	合筆錯誤		—	—	
		3300.93	昭和50年2月12日	120番3を合筆		海部東部消防組合	—	—
			昭和56年4月24日	委任の終了 (昭和56年3月20日)			—	海部郡七宝町大字遠島字七坪119番地の1
			平成17年1月11日	管轄転属			—	—
			平成22年3月22日	行政区画変更			—	旧所在:海部郡七宝町大字遠島字十坪
			令和7年2月19日	錯誤			—	愛知県あま市七宝町遠島十坪119番地1
		119番3	44	昭和49年4月6日		119番から文筆	田	—
	44.55		昭和49年4月13日	地目変更 (昭和47年3月1日)	宅地	—	—	
	330.09		昭和49年4月13日	120番2を合筆		—	—	
	44.55		昭和50年2月12日	合筆錯誤		—	—	
	330.09		昭和50年2月12日	120番2を合筆		海部郡七宝町	—	—
			昭和50年2月12日	合併			—	—
			平成17年1月11日	管轄転属			—	—
			平成22年3月22日	行政区画変更			—	旧所在:海部郡七宝町大字遠島字十坪

4.2.1.1 土地の所有者

調査対象地内にある土地は、以前は所有者不明の水田であった。土地改良法による換地処分を経て、昭和 56 年には所有権移転により「119-1」は海部東部消防組合が所有、昭和 50 年には合併により「119-3」は海部郡七宝町（現：あま市）が所有している。

4.2.1.2 土地の地目

調査対象地の土地の地目を表- 4.2 に示す。調査対象地の「田」は 1974 年（昭和 49 年）に土地改良法による換地処分を経ている。換地処分後は、土地利用上の大きな変化はなく、地目が「宅地」とされている。

表- 4.2 土地の所有者と地目

地番	実測面積 (m ²)	公図面積 (m ²)	所有者	地目
119-1	3315.91	3300.93	海部東部消防組合	宅地
119-3	332.70	330.09	あま市	宅地

4.2.2 住宅地図の判読

巻末資料 - 3 には、調査対象地周辺の過去の住宅地図史料（住宅地図-1～住宅地図-2）及び最新の住宅地図（住宅地図-3）を示した。表- 4.3 には、これらの資料の記載内容から、調査対象地及びその周辺での土地利用状況を示す。

調査対象地周辺では、1980 年以降、年代とともに事業所が増えているが、特定有害物質を扱う事業所の設置履歴は認められない。また、1972 年以前の住宅地図は調査地周辺の情報の記載がなかった。

表- 4.3 住宅地図記載内容による土地利用状況

資料番号	住宅地図 発行年		住宅地図記載事項	
	西 暦	和 暦	調査対象地	周辺地域
住宅地図-1	1972年	昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> 海部東部消防組合 消防本部消防署 	<ul style="list-style-type: none"> 田 畑 民家 農業指導所 美和製作所
住宅地図-2	1980年	昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 海部東部消防組合 消防本部消防署 七宝派出所 	<ul style="list-style-type: none"> 民家 七宝北中学校 産業会館郷土資料 美和製作所
住宅地図-3	2024年	令和6年	<ul style="list-style-type: none"> 海部東部消防組合 消防本部消防署 七宝交番 	<ul style="list-style-type: none"> 民家 七宝北中学校 七宝産業会館 美和製作所 オチアイ商会 エニタイムフィットネス 人形処柴田 カクダイ製菓



事業所に関連する判読事項

4.2.3 空中写真の判読

巻末資料 - 4 には、調査対象地周辺の国土地理院撮影の空中写真（空中写真-1～空中写真-8）を示した。表- 4.4 には、空中写真の判読結果から、調査対象地周辺における土地利用状況の概要を示す。調査対象地の周辺では建物が逐次増えているが、特定有害物質を扱う事業所の設置は認められない。

表- 4.4 空中写真判読による土地利用状況

資料番号	空中写真撮影年		空中写真判読事項	
	西 暦	和 暦	調査対象地	周辺地域
空中写真-1	1946年	昭和21年	・ 田	・ 田 ・ 道
空中写真-2	1959年	昭和34年	・ 田	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 農業指導所
空中写真-3	1968年	昭和43年	・ 田	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 農業指導所 ・ 美和製作所
空中写真-4	1975年	昭和50年	・ 海部東部消防組合 消防本部消防署 ・ 七宝交番	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 農業指導所 ・ 美和製作所
空中写真-5	1987年	昭和62年	・ 海部東部消防組合 消防本部消防署 ・ 七宝交番	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 七宝産業会館 ・ 七宝北中学校 ・ 美和製作所 ・ カクダイ製菓
空中写真-6	1996年	平成8年	・ 海部東部消防組合 消防本部消防署 ・ 七宝交番	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 七宝産業会館 ・ 七宝北中学校 ・ 美和製作所 ・ カクダイ製菓
空中写真-7	2007年	平成19年	・ 海部東部消防組合 消防本部消防署 ・ 七宝交番	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 七宝産業会館 ・ 七宝北中学校 ・ 美和製作所 ・ オチアイ商会 ・ エニタイムフィットネス ・ 人形処柴田 ・ カクダイ製菓
空中写真-8	2020年	令和2年	・ 海部東部消防組合 消防本部消防署 ・ 七宝交番	・ 田 ・ 道 ・ 民家 ・ 七宝産業会館 ・ 七宝北中学校 ・ 美和製作所 ・ オチアイ商会 ・ エニタイムフィットネス ・ 人形処柴田 ・ カクダイ製菓

 事業所に関連する判読事項

4.3 調査対象地の状況調査

4.3.1 現況利用調査

調査対象地及びその周辺を踏査し、土地の利用状況などを調査した。巻末資料 - 5 には、現地踏査時に撮影した写真及びそれらの撮影位置を示した。図- 4.2 には、現地踏査写真撮影位置図を示した。

調査対象地には、消防署敷地内に第 4 石油類が保管されている危険物屋内貯蔵所 (写真⑬) が確認された。貯蔵所内には携行缶に保管されているガソリン (揮発性有機化合物：ベンゼンが含まれる) が確認された。(写真⑭)

また、定礎看板には、海部東部消防署の着工が昭和 46 年 (1971 年) 7 月 21 日、竣工が昭和 47 年 (1972 年) 2 月 20 日であることが示されていた。当時からガソリンが使用されていた場合、ガソリンの完全無鉛化は昭和 62 年 (1987 年) に達成された^{※1}とされているため、当時のガソリンは鉛を含むと考えられる。

※1 https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/4257/coal22_hp001.pdf

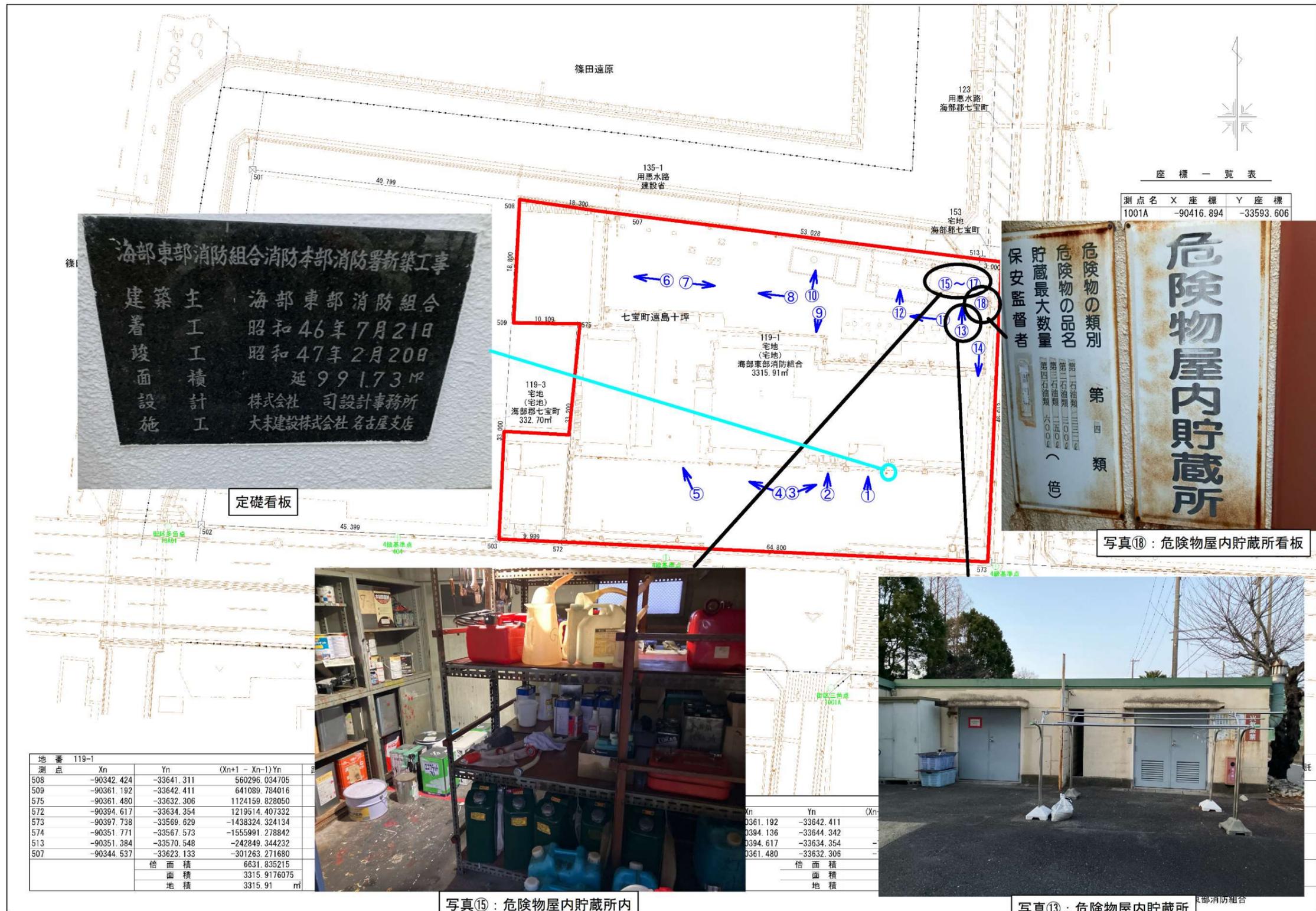


図- 4.2 現地踏査写真撮影位置図

4.3.2 聴き取り調査

前章の現況利用調査の結果から、危険物屋内貯蔵所について海部東部消防署に聴き取り調査を行った。危険物屋内貯蔵所で保管されていた携行缶は、保管だけではなく**貯蔵所前で給油を行っていた**。

海部東部消防署への聴き取り調査時点では、適切に管理はされており、過去6年分のガソリンの使用記録がつけられていた。巻末資料-6には、海部東部消防組合から提供いただいたガソリン使用記録簿を示した。表-4.5には、ガソリンの年間使用実績をまとめたものを示した。年によってバラつきはあるものの、使用記録が確認された6年平均で受入量の合計平均が244 L、払出量の合計平均が174.1 Lであった。

以上のことから、調査対象地は、**ガソリン（揮発性有機化合物：ベンゼンが含まれる）の使用が認められる**。また、消防署竣工時、昭和47年（1972年）2月20日からガソリン完全無鉛化までの昭和62年（1987年）にガソリンを使用していた記録は見つからなかったが、ガソリンの給油を行っていた場合、有鉛ガソリンを使用していると考えられるため、**鉛の使用が認められる**。

なお、七宝交番へのヒアリングは、津島署および交番勤務者の異動等があり、履歴等の確認が難しく、該当土地の履歴や特定有害物質等の取り扱いを把握できていないと思われるため、省略した。なお、職務上、仮に特定有害物質などの取り扱いが一時的にあったとしても、適切に管理されていると思われる。

表-4.5 ガソリン年間使用実績（海部東部消防署）

	受入量合計(L)	払出量合計(L)
H31 (R1)	559.3	304.0
R2	124.5	92.0
R3	265.0	270.0
R4	238.0	213.0
R5	146.8	112.0
R6	132.4	53.3
平均	244.3	174.1

4.3.3 法令関係資料の調査

(1) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況

あま市内における土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況を表-4.6に示す。調査対象地周辺には要措置区域・形質変更時要届出区域ともに指定区域はない。

表- 4.6 調査対象地付近の要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況

指定区域	指定状況	確認方法
要措置区域	調査対象地周辺に指定区域はない	愛知県HP>分類からさがす>しごと・産業>環境保全>環境規則>土壤汚染対策>「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(令和7年7月1日更新)*1
形質変更時要届出区域	調査対象地周辺に指定区域はない	

※1: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047550.html>

この他、「マップあいち」の土壤・地下水汚染報告案件位置図（平成22年度以降報告分）（2025年7月9日更新）によると、図-4.3に示す地下水汚染の事案（●）が3km圏内の位置にある。

表- 4.7 調査対象地周辺の土壤汚染・地下水汚染の事案

種別	地点番号	所在地	超過項目(土壌)	超過項目(地下水)	措置状況
地下水汚染	H22-018	海部郡大治町大字馬島字山西38番地		ベンゼン	措置中
	H29-008	海部郡大治町大字堀之内字上六反地983番地		砒素	措置中



図- 4.3 マップあいち

{土壤・地下水汚染報告案件位置図（平成22年度以降報告分）}

「H22-018」(海部郡大治町大字馬島字山西 38 番地、項目：ベンゼン)、「H29-008」(海部郡大治町大字堀之内字上六反地 983 番地、項目：砒素)の両地点は、調査対象地とは 1km 以上離れており、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改定第 3.1 版)」(令和 4 年 8 月、p.Appendix1_3)によれば、ベンゼン(第一種特定有害物質)による地下水汚染の到達し得る距離の一般値は 1000m、砒素による地下水汚染の到達し得る距離の一般値は 250m とされている。このことから、「H22-018」と「H29-008」は、調査対象地への直接的な影響はないと考えられる。

表- 4.8 地下水汚染が到達し得る距離の一般値

特定有害物質の種類	一般値 (m)
第一種特定有害物質	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素、ほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80

(2) 有害物質使用特定施設の届出状況

調査対象地内の土地について、水質汚濁防止法・下水道法で定められる特定施設設置の届出状況を表- 4.9 に示す。

調査対象地内では、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出はない。また、調査対象地及びその周辺域では下水道施設は未整備となっている。

表- 4.9 調査対象地での特定施設設置の届出状況

法令	届出状況	確認方法
水質汚濁防止法	調査対象地内の土地には、水質汚濁防止法に基づく特定施設はない	環境局環境政策部水大気環境課に確認(令和7年7月9日)
下水道法	調査対象地内の土地には、下水道法による届出施設はない	あま市HP><暮らしの情報>生活環境>下水道>公共下水道供用開始区域(令和7年5月28日更新)*2

※2: <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/kankyo/gesui/1002426.html>

(3) 農用地の土壌汚染対策地域の指定状況

愛知県内における農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく土壌汚染対策地域の指定状況を表- 4.10 に示す。本県内に対策地域は存在しない。

表- 4.10 農用地の土壌汚染対策地域の指定状況

法令	届出状況	確認方法
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	愛知県内に農用地土壌汚染対策地域はない	環境省HP>報道・広報>報道発表資料>「令和5年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について」(令和7年2月10日)で確認 *3

※3: https://www.env.go.jp/press/press_04357.html

(4) ダイオキシン類の土壤汚染対策地域の指定状況

愛知県内におけるダイオキシン類対策特別措置法に係る土壤対策地域の指定状況を表-4.11 に示す。愛知県内には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策地域は存在しない。

表- 4.11 ダイオキシン類の土壤汚染の対策地域指定状況

法令	届出状況	確認方法
ダイオキシン類対策特別措置法	愛知県内にダイオキシン類土壤汚染対策地域はない	環境省HP>報道・広報>報道発表資料>「令和5年(2023年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について」(令和7年3月25日)で確認 *4

※4: https://www.env.go.jp/press/press_04606.html

5. 総 括

表- 5.1 に、調査項目毎に結果の概要を示すように、現況利用状況、聞き取り調査の結果からガソリン（第一種特定有害物質（揮発性有機化合物：ベンゼン）、第二種特定有害物質（重金属等：鉛）の使用が確認された。調査対象地では、土壤汚染確認調査（土壤汚染対策法による「土壤汚染状況調査」、県条例による「土壤汚染等調査」）が必要な土地と判断される。

表- 5.1 土地利用履歴等調査結果のまとめ

調査項目		調査結果とその評価
	地形・地質に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地は、濃尾平野中央付近にあたる木曾川と庄内川に挟まれた平野に位置する。 ・調査対象地の表層から深度40mまでは上位より順に盛土層、第四期完新世の沖積層、第四期更新世の第一礫層・熱田層等から構成される。第一礫層は玉石混じり砂礫、他は粘性土・砂層からなる。 ・調査対象地の地下水位は孔底深度に関わらずGL-1.20～2.15mほどの浅い位置で確認される。
土地利用変遷調査	登記情報の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内では、以前は所有者不明の水田であったが、土地改良法による換地処分を経て、昭和56年には委任の終了により「119-1」は海部東部消防組合が所有、昭和50年には合併により「119-3」は海部郡七宝町（現：あま市）が所有している。 ・調査対象地の現在の地目は「宅地」となっている。
	住宅地図・空中写真の判読	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図史料によれば、調査地対象地の土地利用は1972年から海部東部消防組合が所有。1972年以前の住宅地図には調査地周辺の情報の記載がない。 ・空中写真の判読結果によれば、調査隊長地の土地利用は1975年から海部東部消防組合が宅地として土地利用されている。
調査対象地の状況調査	現況利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地内には、消防署敷地内に第4石油類が保管されている危険物屋内貯蔵所が確認され、貯蔵所内には携行缶に保管されているガソリン（揮発性有機化合物：ベンゼン、場合によっては鉛も含まれる）が確認された。
	聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物屋内貯蔵所で保管された携行缶は貯蔵所前で給油を行っていた。使用記録簿の情報提供がなされ、使用記録が確認された6年平均で受入量の合計平均が244L、払出量の合計平均が174.1Lであった。なお、消防署竣工時、昭和47年（1972年）2月20日からガソリン完全無鉛化までの昭和62年（1987年）にガソリンを使用していた記録は見つからなかったが、ガソリンの給油を行っていた場合、有鉛ガソリンを使用していると考えられるため、鉛の使用が認められる。
	法令関係試料の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地及びその周辺には土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。調査対象地の南東に自主調査による地下水汚染（砒素）、（ベンゼン）の報告事案があるが、調査対象地からは3km前後離れていることから、調査対象地でこれらに起因する土壤汚染はないと判断される。 ・調査対象地には水質汚濁防止法・下水道法に基づく有害物質使用特定施設はない。 ・調査対象地及びその周辺に農用地土壤汚染対策地域はない。 ・調査対象地及びその周辺にダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。

5.1 土壌汚染のおそれに関する考察

地歴調査結果から、1972年以前（海部東部消防署建設前）の調査地周辺は、水田であり、土壌汚染のおそれは考えにくい。

そのため、本調査地における土壌汚染のおそれとしては、敷地内の危険物屋内貯蔵所内で保管・貯蔵所前で給油されているガソリンに含まれる「ベンゼン、鉛による汚染」が考えられる。

5.2 土壌汚染範囲とおそれの区分

本調査地における土壌汚染範囲とおそれの区分を図-5.1に示す。

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室、令和4年8月）（以下、「土壌汚染対策法ガイドライン」という）」に基づき、危険物屋内貯蔵所と、給油を行っていた危険物屋内貯蔵所前が「土壌汚染のおそれが多い」範囲に区分する。また、事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、倉庫等は、「土壌汚染が存在するおそれが少ない」範囲に区分される。なお、土壌汚染のおそれの位置は、いずれも「地表面」とする。留意点として、設計・施工計画が進み、掘削範囲の確定後に土壌汚染範囲とおそれの区分を再検討することが必要である。また、C-1の範囲について敷地の関係上床下の土壌試料採取となっているが、併用中の建物であっても床下の土壌試料採取は実施する必要があり、試料採取のタイミングが重要である。

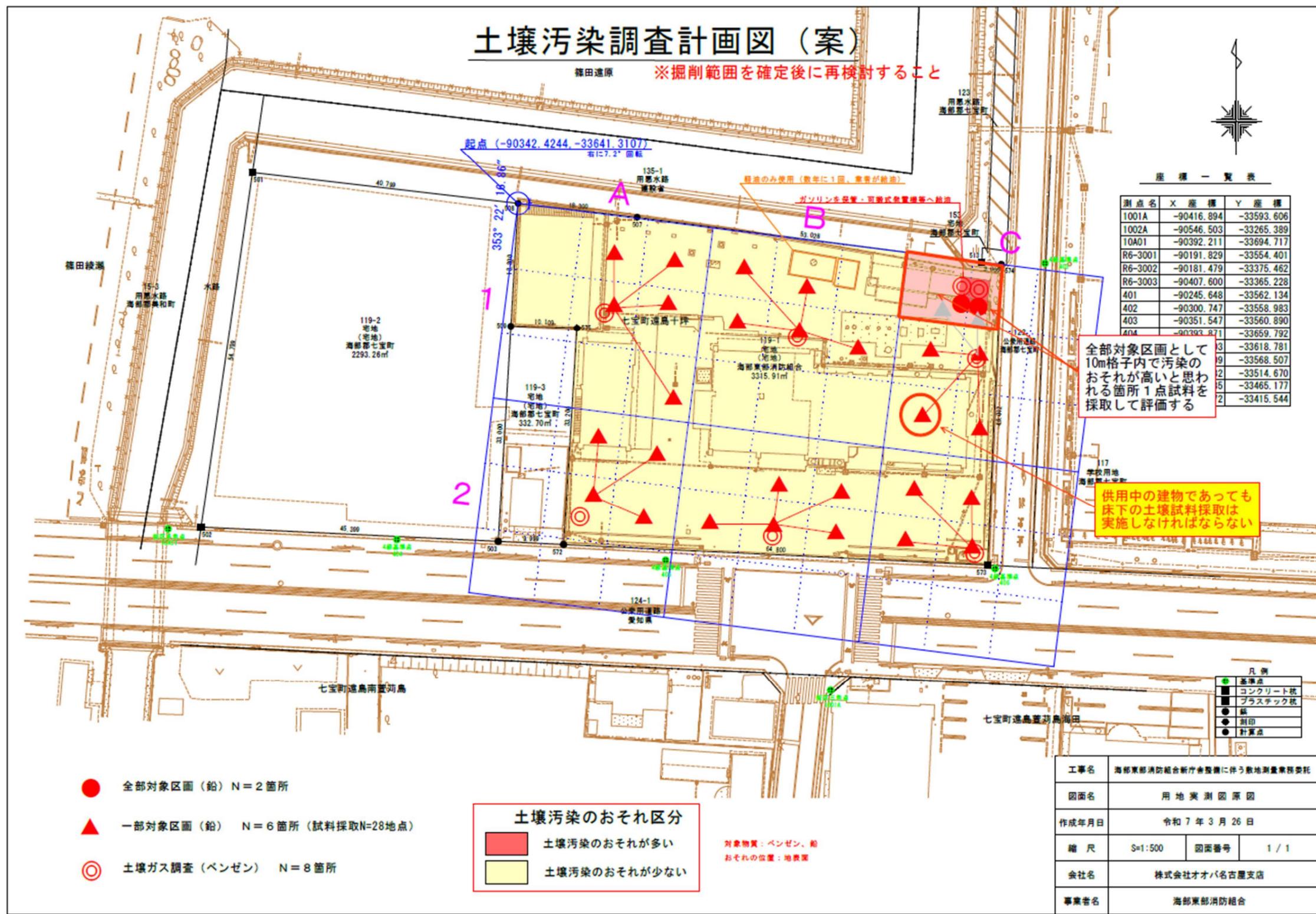


図-5.1 土壌汚染のおそれ区分図および土壌汚染調査計画図（案）

5.3 土壌汚染調査（表層調査）計画の策定

地歴調査の結果、本調査地では「ベンゼン（第1種特定有害物質）」と「鉛（第2種特定有害物質）」を含むガソリンを扱っていた履歴があることから、ガソリンの給油等を実施していた範囲については「土壌汚染のおそれが多い」、従業員が移動する範囲については「土壌汚染のおそれが少ない」と評価される。そのため、試料採取等の区画を設置した後、「汚染のおそれ区分」に応じた区画において試料を採取し、土壌溶出量調査と土壌含有量調査を行う。

5.3.1 試料採取等を行う区画の選定

ガソリンに含まれベンゼンと鉛による汚染範囲を確認するために、形質を変更する範囲に対して試料採取等を行う区画の選定を行う。ただし、現時点では造成設計が未着手のため、消防署敷地全体を形質変更予定範囲と想定する。

単位区画の設定は、「土壌汚染対策法ガイドライン」に基づき、調査対象地の北端（複数ある場合は最も東）を起点として計画した（次頁以降にガイドラインの該当箇所を掲載）。

5.3.2 試料採取

(1) ベンゼン（第1種特定有害物質）

設定した試料採取の区画において、「汚染のおそれ区分」に応じて土壌中の気体を採取し、土壌ガス調査を行う。

＜試料採取区画＞

汚染のおそれが多い（全部対象区画）→ 単位（10m）格子に1箇所

汚染のおそれが少ない（一部対象区画）→ 30m 格子内の中心の単位格子

＜試料採取深さ＞

地表から 0.8～1.0m の土壌ガス

(2) 鉛（第2種特定有害物質）

設定した試料採取の区画において、「汚染のおそれ区分」に応じて試料を採取し、土壌溶出量調査と土壌含有量調査を行う。

＜試料採取区画＞

汚染のおそれが多い（全部対象区画）→ 単位（10m）格子に1箇所

汚染のおそれが少ない（一部対象区画）→ 30m 格子内の5つの単位格子から
試料を採取して均等混合

＜試料採取深さ＞

表層（地表から 5cm まで）の土壌および 5～50cm の土壌の均等混合

※表層に舗装や砕石が施工されている場合は、その直下

2.5 人為等由来汚染調査における試料採取等を行う区画の選定

2.5.1 単位区画及び30m格子の区分

(1) 基本的な考え方

試料採取等を行う区画の選定等は、土壤汚染状況調査の対象地のうち、それぞれの汚染のおそれの由来に係る土地を対象に行うこととなる。したがって、一の土壤汚染状況調査の対象地において、複数の汚染のおそれの由来がある場合は、それぞれの汚染のおそれの由来について調査する調査対象地を定めて調査を実施する必要があることに留意する(通知の記の第3の1(5)③ウ)。

土壤汚染状況調査の対象地における土壤汚染の状況を適切に把握するために、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないよう、また、調査実施者による差が生じないように、一定の方法により単位区画及び30m格子を設定する。具体的には、調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の最北端の地点(複数ある場合は最も東にある地点)に起点を定め、その起点から土壤汚染状況調査の対象地を東西方向及び南北方向に10m間隔又は30m間隔で引いた線により区分することを基本とする。

(2) 必要な図面と情報

土壤汚染状況調査の対象地に単位区画又は30m格子を設定するため、土壤汚染状況調査の対象地の境界が示された平面図等が必要となる。

土壤汚染状況調査の対象地の平面図は、縮尺1,000分の1又はそれより縮尺が詳細な図面を原則とし、歪みや伸縮のない正確なものを用いる。現地において土壤汚染状況調査の対象地の端から端まで異なる2方向で実測し、図面と実測値の間におおむね10%以上の誤差があった場合は、現地測量を実施して図面を修正又は再度作成する(図面精度確認のための測定は巻尺・テープ又はトータルステーション等の測量機器を用いて行う。)

(3) 単位区画の区分

単位区画の設定は、以下の方法により行う。

- ①調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画するものとする(規則第4条第1項)。
- ②ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転することにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が少なく、かつ、起点を視点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる(規則第4条第1項ただし書)。
- ③調査実施者は、区画された土壤汚染状況調査の対象地(以下「単位区画」という。)であって隣接するものの面積の合計が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を土壤汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない(規則第4条第2項)。
- ④調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、①の規定にかかわらず、当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地の起点のう

ち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる（規則第5条第1項）。

土壤汚染状況調査の対象地の最北端の地点（複数ある場合はそのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に10m四方の格子状に、土壤汚染状況調査の対象地を区画する（規則第4条第1項本文、通知の記の第3の1(6)②ア）。

ただし、土壤汚染状況調査の対象地の境界部分に100㎡未満の区画が多数生じ、必要以上に区画の数が多くなる場合があることから、i)一定の方法により格子の線を回転させることにより、区画される部分の数を減らすことができること、ii)一定条件に適合する場合には、100㎡未満の区画を隣接する区画と合わせることができることとしている（規則第4条第1項ただし書及び第2項、通知の記の第3の1(6)②ア）。

さらに、土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、当該複数の土壤汚染状況調査の対象地の全てに共通する一の起点を定めて単位区画を設定する方法を例外的に許容することとした（規則第5条第1項）。この特例については、平成22年改正法（旧法）では法第4条第2項（改正法による改正後の法第4条第3項に相当）の命令に基づいて調査する場合のみが対象であったが、法の全ての土壤汚染状況調査を対象とすることとなったことに留意する（通知の記の第3の1(6)②ア）。

また、土壤汚染状況調査の対象地のある敷地内において、過去に土壤汚染状況調査を行ったことがある場合に、当該土壤汚染状況調査の起点を使用し、当該調査において区画した線又は当該線を延長した線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線で土壤汚染状況調査の対象地を区画することとする特例を設けた（規則第5条第2項、通知の記の第3の1(6)②ア）。

起点から土壤汚染状況調査の対象地内の土地について東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線によって区画された個々の土地が「単位区画」となる。土壤汚染状況調査の対象地が単一である場合の起点の設定方法を図2.5.1-1(1)に示す。また、土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合の起点の設定方法を図2.5.1-1(2)に示す。

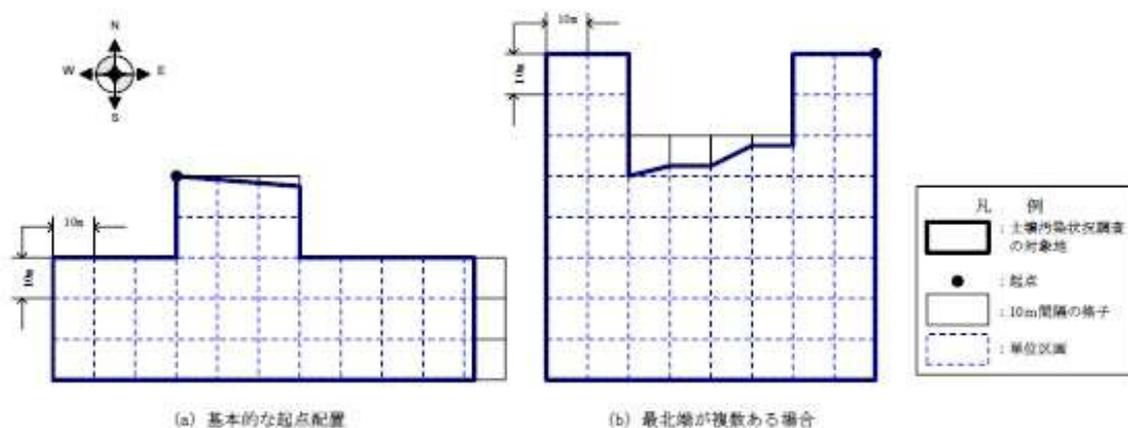


図 2.5.1-1(1) 一般的な単位区画の設定方法（参考例）
 （土壤汚染状況調査の対象地が単一の場合）

参考：土壤汚染対策法ガイドライン p205-206

土壤汚染状況調査の対象地で、縁辺部において統合が可能な単位区画の例を図 2.5.1-3 に示す。左図では土壤汚染状況調査の対象地の東側の六つの単位区画について、右図では北側の四つの単位区画について統合の対象とすることが可能である。

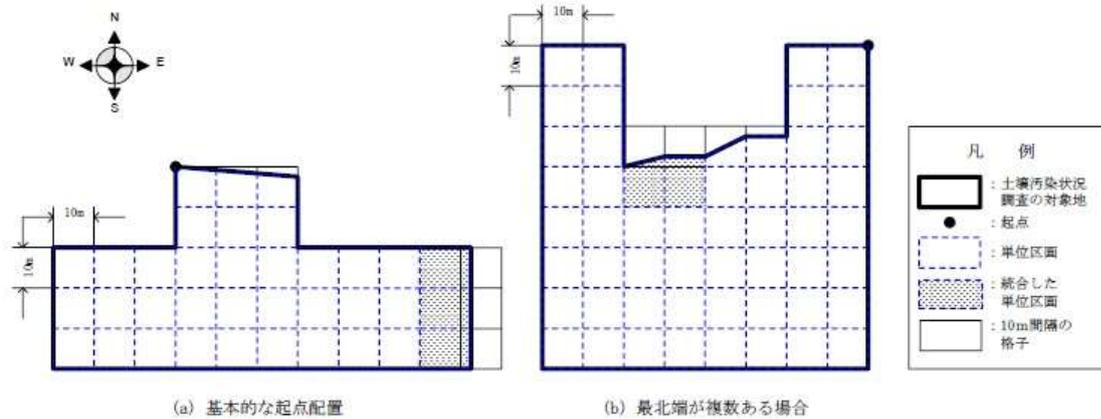


図 2.5.1-3 土壤汚染状況調査の対象地の縁辺部における単位区画の統合（参考例）

隣接する複数の単位区画を一つに統合する条件の例を図 2.5.1-4 に示す。図 2.5.1-4 に示す①+②、③+④、④+⑥のように、隣接する単位区画の合計面積が 130 m^2 以下であれば、単位区画を一つに統合することができる。ただし、図 2.5.1-4 に示す②+③については、合計面積が 130 m^2 以下であるものの、区画の辺で相互に接していないことから、隣接するものとはみなされず、一つに統合することができない。

統合した区画の長軸（区画の辺と平行な軸の最大値）が 20m を超える場合（図 2.5.1-4 に示す②+④+⑥）は、面積が小さくても、長軸が長くなると区画の中心点が土壤汚染の有無を示す代表点とはいえなくなるため、単位区画を一つに統合することができない。

また、土壤汚染状況調査の対象地の形状によっては、三つ以上の単位区画を統合した場合についても、単位区画の合計面積及び長軸の長さに関する条件を満足することがあるが、区画の中心点が土壤汚染の有無を示す代表点といいにくいいため、区画の統合は二つの単位区画までとすることが望ましい。

土壤汚染状況調査の対象地の北端付近にあたる敷地境界において、いわゆる角切りが行われている場合においても、調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の北端を起点として単位区画を設定する必要がある（図 2.5.1-5）。この場合に生じる縁辺部の単位区画は上述した方法で統合することができる。

参考：土壤汚染対策法ガイドライン p208

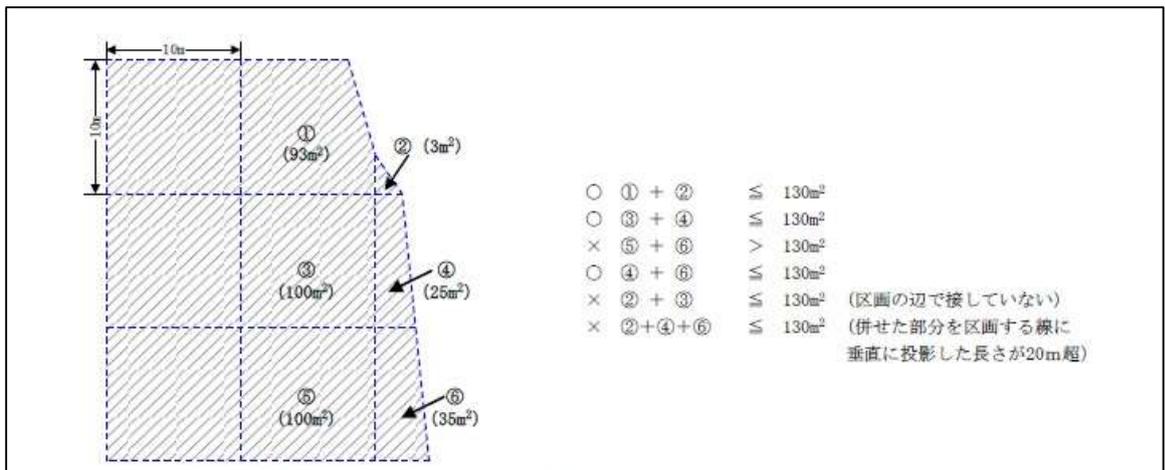


図 2.5.1-4 縁辺部での隣接する単位区画の統合の条件

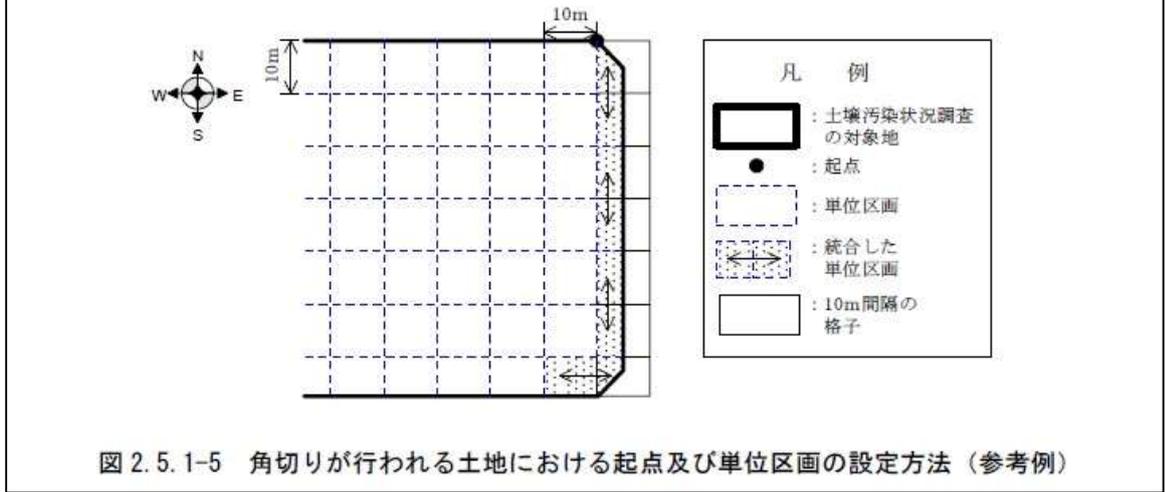
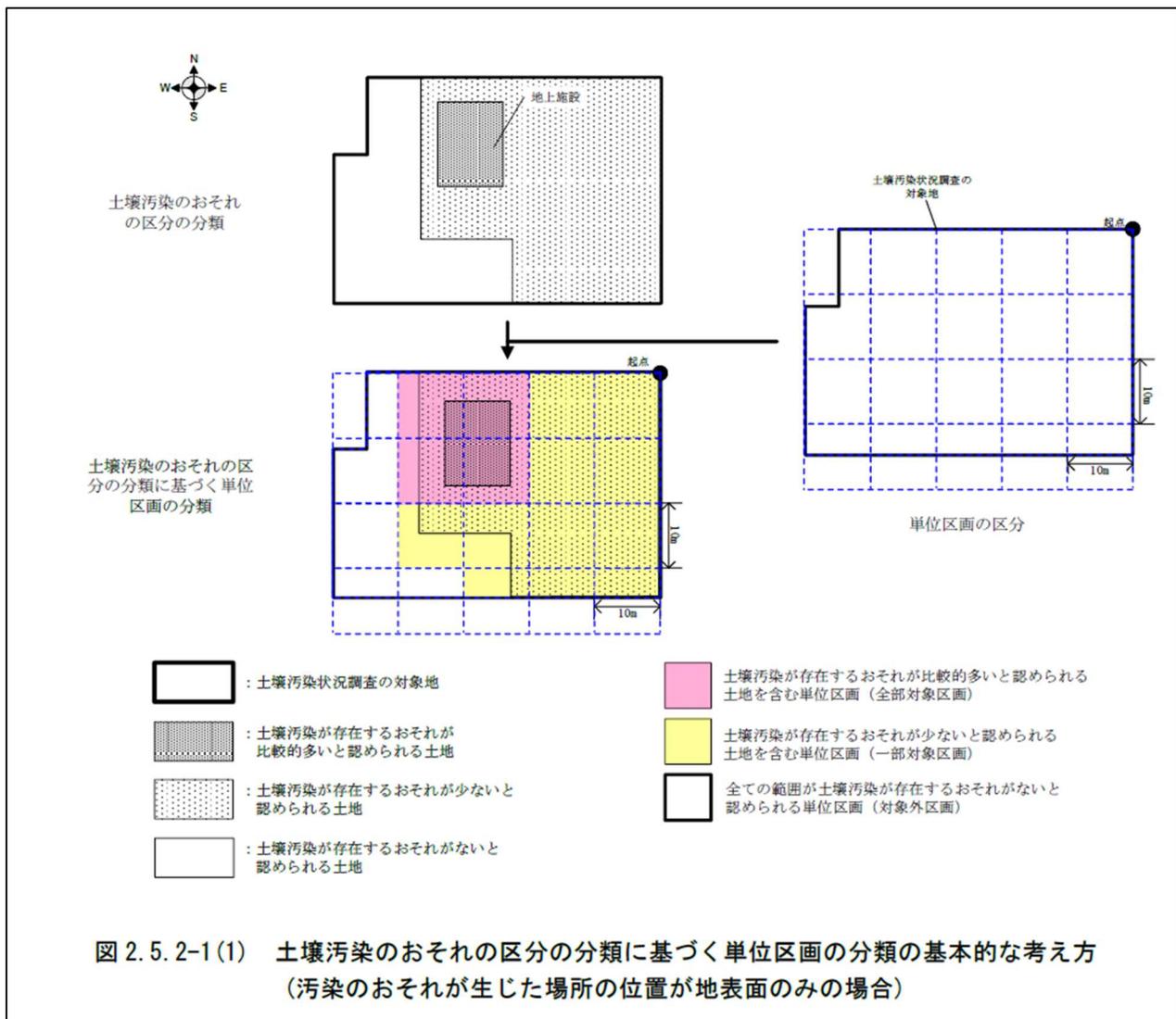
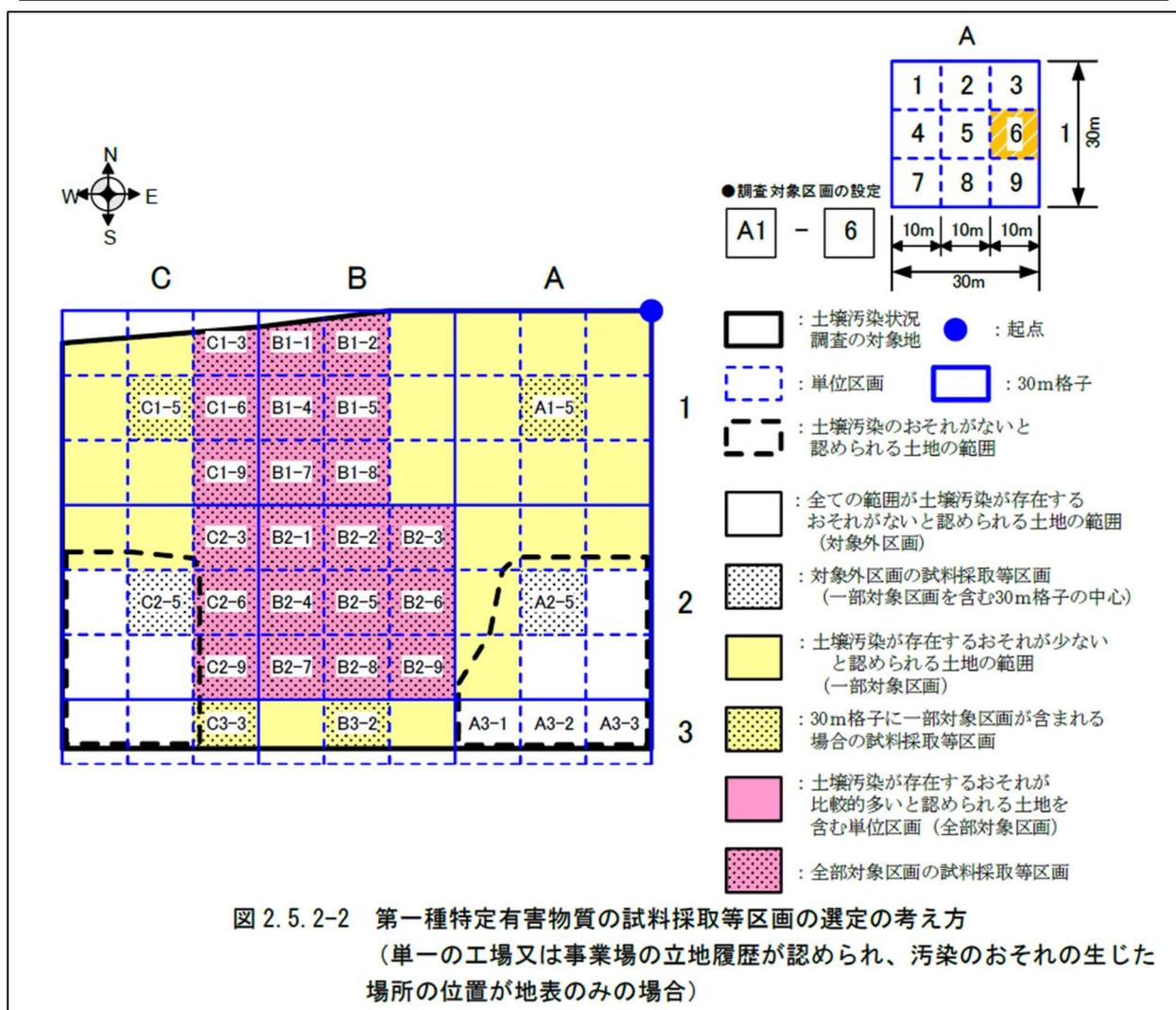


図 2.5.1-5 角切りが行われる土地における起点及び単位区画の設定方法（参考例）

参考：土壌汚染対策法ガイドライン p209



参考：土壌汚染対策法ガイドライン p216



参考：土壌汚染対策法ガイドライン p220

2.6.3 第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）に関する試料採取等

(1) 基本的な考え方

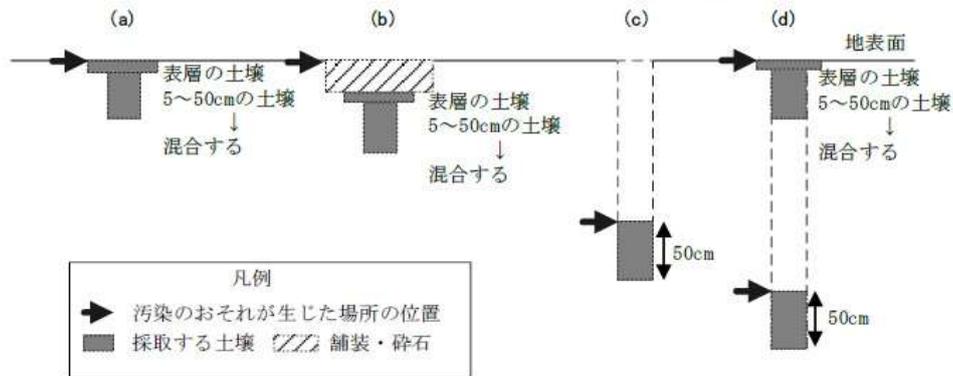
第二種特定有害物質に係る土壤汚染状況調査においては、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査を行う（規則第6条第1項第2号）。

第三種特定有害物質に係る土壤汚染状況調査においては、土壤溶出量調査を行う（規則第6条第1項第3号）。

測定の対象とする土壤は、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤である（通知の記の第3の1(6)④イ）。

土壤溶出量調査及び土壤含有量調査は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmまでの土壤を採取し、土壤溶出量又は土壤含有量を測定する。ただし、当該位置から深さ50cmまでの土壤が地表から深さ10m以内にある場合に限る。汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層（地表から5cmまで）の土壤及び5～50cmまでの深さの土壤を採取し、これらの土壤の重量が均等になるように混合し、土壤溶出量又は土壤含有量を測定する（通知の記の第3の1(6)④ウ(ロ)）。

図2.6.3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置と試料採取深さの関係を示す。



- (a) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同じ又は明らかでない場合の試料採取例
- (b) (a)の場合で地表が舗装されているときの試料採取例
- (c) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い場合の試料採取例
- (d) 汚染のおそれが生じた場所の位置が複数ある場合の試料採取例

図2.6.3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置と試料採取深さ

参考：土壤汚染対策法ガイドライン p263

(2) 試料採取地点の設定方法

1) 試料採取地点の配置方法

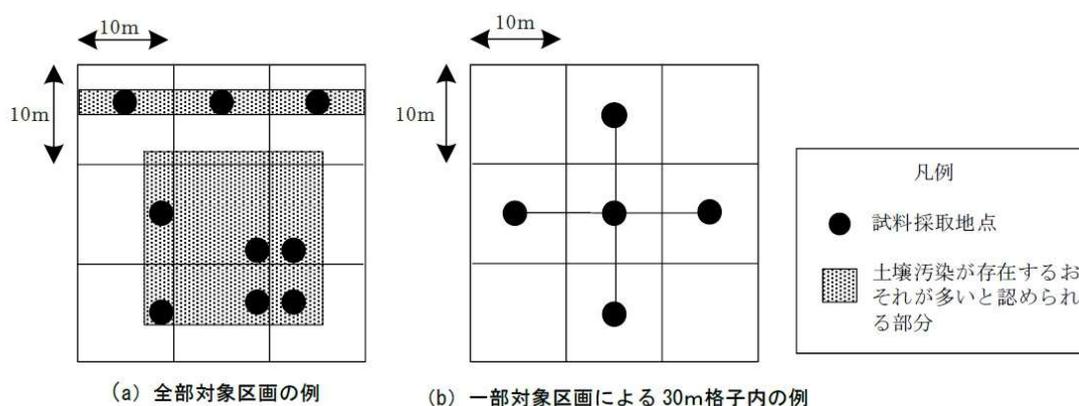
単位区画内に土壤汚染が存在する可能性が高い部分がある場合には、当該部分における任意の地点において試料の採取を行うこととし、それ以外の場合には試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において試料の採取を行う。「土壤汚染が存在する可能性が高いと認められる部分」とは、有害物質使用特定施設及び関連する配管、地下ピット、排水ます等の当該特定有害物質を使用等する施設の場所又はその周辺である（規則第6条第3項第1号、第2項及び第4項第1号、通知の記の第3の1(6)④ア）。

なお、それらの地点が急傾斜地である場合、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料の採取を行うことができる（規則第6条第5項、通知の記の第3の1(6)④ア）。

全部対象区画では単位区画ごとに試料を採取し、一部対象区画は30m格子内で5地点均等混合法による試料採取を行う。図2.6.3-2に試料採取地点の配置方法を示す。

「土壤汚染が存在する可能性が高いと認められる部分」は上記のほか、全部対象区画内の「土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地」の部分もこれに該当する。「任意の地点」とあるのは、法の趣旨から考えて基準不適合のおそれがより多いと考えられる地点のことであり、調査実施者は地歴調査の結果をもとに合理的に判断する。一部対象区画内に土壤汚染のおそれが少ない土地と土壤汚染のおそれが少ない土地が含まれる場合は、土壤汚染のおそれが少ない土地の部分に試料採取地点を設置するか、土壤汚染のおそれが少ない土地のみを含む一部対象区画を試料採取等区画に選定し、その中心で試料採取を行う（図2.6.3-3）。

盛土について人為的原因による土壤汚染のおそれがある場合であって、当該盛土について実際に測定を行っており、その汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明しているものは、「土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地」に該当し、全部対象区画として単位区画ごとの試料採取を行う。当該盛土では実際に測定を行っていない場合は、「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に該当することになり、単位区画全体に当該盛土が分布するのであれば一部対象区画となるため、30m格子内で5地点均等混合法による試料採取を行う。



(a) 全部対象区画の例

(b) 一部対象区画による30m格子内の例

(5地点均等混合法による採取)

図2.6.3-2 試料採取地点の配置方法（土壤溶出量調査及び土壤含有量調査）

参考：土壤汚染対策ガイドライン p264-265

5地点均等混合法による試料採取等の結果、土壤溶出量又は土壤含有量の一方が基準に適合しなかったときは、基準に適合しなかった項目についてのみ、30m格子内の汚染範囲確定を行えばよい。 当該汚染範囲の確定のための試料採取では、30m格子内の全ての一部対象区画（5地点均等混合法による試料採取を行った一部対象区画も含む。）から土壤を採取し、混合せずに1試料ずつ個別に測定する（図 2.6.3-10）。土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査において、汚染のおそれが生じた場所の位置が最大形質変更深さより1mを超える深さにのみ存在することを理由に、試料採取等の対象としなかった単位区画がある場合は、当該単位区画において試料採取等を行わない（図 2.6.3-11）。

30m格子内の汚染範囲確定のための調査を行った一部対象区画の土壤汚染の状態は、一部対象区画ごとの調査結果に基づいて評価する。あまり例は多くないが、5地点均等混合法による試料採取で土壤溶出量基準に不適合であったが、個別試料で土壤溶出量を測定した結果全ての一部対象区画で土壤溶出量基準に適合したときは、土壤溶出量基準に適合と評価する。土壤含有量についても同様に評価する。

30m格子内の汚染範囲確定のための試料採取等の省略とその時の評価については、2.7に示す。

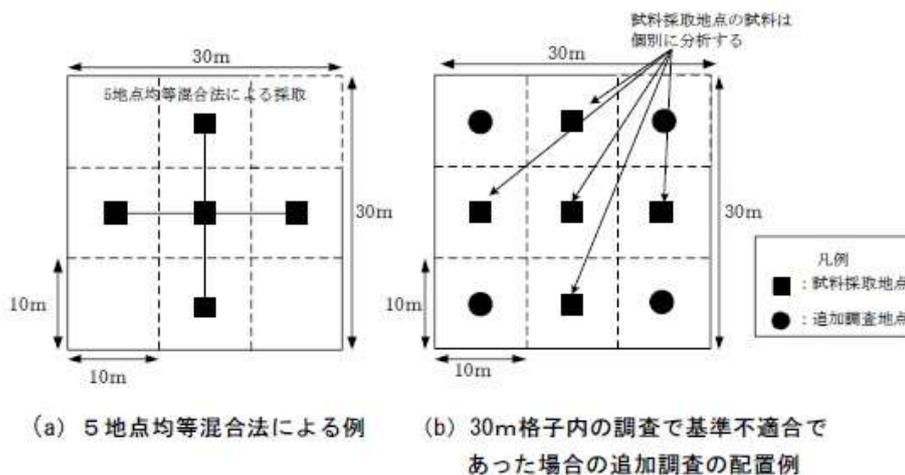


図 2.6.3-10 30m格子の試料採取地点の基本的な配置（1）

参考：土壤汚染対策法ガイドライン p272

5.4 海部県民事務所への事前相談

土壌汚染対策法関連の手続きと土壌汚染状況調査計画の策定について、同法の所管部署である海部県民事務所環境保全課に事前相談を行った。主な事前相談事項は表-5.2のとおりである。また、詳細は巻末資料7にまとめた。

表- 5.2 海部県民事務所事前相談事項

海部県民事務所への事前相談事項一覧

No.	年月日	打合せ方式	相談事項
1	R7.7.2	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要説明 ・地歴調査結果の概要説明 →隣接する七宝会館と消防署の地歴調査報告書は提出時に別々で作成した形でも問題ない。 ・ガソリン保管庫の土壌汚染のおそれ区分の相談 ・七宝交番への聞き取りについて
2	R7.7.4	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・七宝交番へのヒアリングについて →交番および津島警察署にて当該土地の履歴や特定有害物質の取扱いを把握できないと思われることから、その旨を地歴調査報告書等に記載すること ・ガソリン保管庫の土壌汚染のおそれ区分の相談 →ガソリンの携行缶が密閉された状態を保たれ、敷地内でガソリンを携行缶から出さないのであれば「汚染のおそれなし」として差支えない。 ・ガソリンの廃油の取扱いの有無について海部県民事務所より確認依頼 →海部東部消防署に確認したところ「品質劣化する前に使用している」とのことから廃油を取り扱った実績なしと回答
3-1	R7.7.7	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンの取扱いと汚染のおそれ区分について →敷地内で携行缶から発電機等に給油しているのであれば「汚染のおそれが比較的多い」「汚染のおそれが少ない」に該当する【本課へも確認済】
3-2	R7.7.14	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査結果をもとに、土壌汚染対策法第4条第1項の届出を提出した場合、法第4条第3項の調査命令が発出される可能性がある。また、県民生活条例第39条の2第1項に基づく報告書(地歴調査)により、同条例第39条の2第2項の調査要求に該当するため、事業者に調査するよう指導する方向で検討する。 ・ガイドラインに従えば、ガソリンを使用していた箇所は「土壌汚染のおそれが比較的高い」区域となり、その他の消防署の敷地内は「土壌汚染のおそれが少ない」区域になると推測される。 ・土壌汚染状況調査の結果、措置(掘削除去等)が必要になった場合を考慮して、工事着工前に調査を実施することとなると思われるが、土壌汚染対策法第2項に基づく調査結果の提出から工事着工まで1年以上の機関が空かないように留意すること。
4	R7.8.6	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油保管庫の土壌汚染調査の必要性について →土壌汚染調査対象外として問題ない ・同一区画におそれ区分が異なる範囲が含まれる試料採取位置について →おそれが多いほうで評価すること ・C1区画の試料採取地点についてC1-7を含めること
5	R7.9.1	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・七宝会館の地歴調査結果について →昭和50年頃の空中写真に建物らしきものが確認されているので記載すること 昭和54年に「七宝防止ソーコ」の記載を「七宝水防ソーコ」と訂正すること。またガソリン等を保管している事実があれば記載すること。 その他、誤記等を修正すること。また、巻末の記録簿の提出について検討すること。
6	R7.9.5	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・供用中の建物の床下の土壌試料採取について →コンクリート床をコア抜きして土壌試料を採取した事例がある

6. 申し送り事項

本業務は、令和6年3月に策定した「海部東部消防組合新庁舎整備基本構想・基本計画」の内容を踏まえ、海部東部消防組合が計画している新庁舎の建替整備事業をデザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）の一端である。報告時点（R7.9）では、設計・施工計画が不明のため、届出を行う際には以下の点に留意する必要がある。

- ・デザインビルドの公募の中に、土壌汚染調査の実施の可能性について追記する必要がある。
- ・「掘削範囲＝土壌汚染調査を実施する範囲」となるため、造成計画時に考慮する必要がある。
- ・掘削範囲は、土壌汚染調査（試料採取とベンゼン・鉛の分析）が必要となる。
- ・ガソリンの使用は今後も継続されること、建物を撤去するタイミングでないと、建物下の試料採取が難しいことなどから、土壌汚染調査の実施時期は消防署の使用を停止するタイミングである。（つまり、掘削範囲が決まっていない現時点では、公募前に土壌汚染調査を実施するのは難しい→公募の中に条件として記載する必要がある）
- ・デザインビルドの受注業者が、設計を進めながら、土壌汚染調査の範囲や時期を海部県民事務所と相談しながら、調査と手続きを進めていく必要がある。
- ・土壌対策汚染法第4条第2項に基づく調査結果の提出から工事着工まで、1年以上の間隔が空かないように留意する必要がある。
- ・隣接する七宝産業会館の地歴調査報告書（令和5年度、あま市）について、海部県民事務所より意見が付されている（巻末資料 7-5）。報告書内の記載方法については、報告書提出時に適宜修正等が必要となる。また、昭和54年頃に存在していた「七宝水防倉庫」におけるガソリンの保管等の確認について、当時施設を管理していた七宝町（あま市）に確認したところ、当時の保管資材等については不明とのことであった。しかし、現在の水防倉庫の資機材リストの中にガソリン等の保管は認められないことから、当てもガソリン等の使用等はなかったと推定される。

参考：水防倉庫の備蓄資機材表（海部地区水防事務組合ホームページより）

組合の水防倉庫及び備蓄資器材表

設置場所	弥富市	山田	七宝	あま	美和	花正	ま	市	大治	町	蟹江	江	町	飛島	村	計	
倉庫名	山田	山田	七宝	七宝	美和	花正	ま	市	大治	町	蟹江	江	町	飛島	村	計	
杭木(4m以上)(本)	160	100	230		200			30			240	600	350	300	200	200	8,899
杭木(3m以下)(本)	1,100	250	600		620	200	100	600	100	1,100	80	200	1,250	600	600	500	19,092
鋼杭(1m)(本)	50	170	40	50		50	100	40	50	50	50	150	40	50	50	45	1,905
縄(kg)	70	85	94.8	13.5	99	27	13.5	99	17.5	141	13.5	13.5	99	65	65	58	3,382.1
鉄線(kg)	111	112	149.6	81.5	148	81.5	81.5	128	48.9	288	48.9	81.5	176	64	64	80	5,175.9
土のう用袋(枚)	54,750	22,000	66,050	19,000	34,750	24,700	25,000	74,900	21,000	49,900	46,000	23,600	143,200	42,000	25,000	33,600	1,781,190
大型土のう用袋(枚)	20	40	10	30	40	40	30	40	30	40	40	35	20	20	20	40	1,195
ブルーシート(枚)	40	40	20	40	(30) 40	50	50	50	40	50	40	40	40	40	30	40	1,521
ビニールシート(本)	13	7	6	10	7	10	8	8	3	15	5	10	8	5	5	8	301
たこづち(丁)	25	14	20	5	13	10	5	10	5	15	5	8	25	10	5	5	437
掛矢(丁)	18	23	25	5	12	19	5	17	10	41	5	10	35	15	10	15	694
スコップ(丁)	35	35	75	20	68	22	30	93	18	84	20	29	70	30	65	40	1,954
鋤(丁)	9	11	10	6	2	8	5	11	3	23	5	9	10	8	8	10	299
おの(丁)	10	10	15	5	5		5	5		20			12	10	10	4	288
ベンチ(丁)	6	6	6	3	9	5	3	6	3	10	5	5	6	3	3	2	164
ハンマー(丁)	3	2	3	3	5	3	3	3	3	13	3	3	3	3	3	3	139
大ハンマー(丁)	20	24	14	10	13	15	10	14	10	13	10	20	3	14	14	13	599
シノ(丁)	8	19	3	7	3	3	5	5	5	22	3	3	15	3	3	3	280
鎌(丁)	15	25	23	5	15	10	5	25	5	38	10	10	10	5	5	10	490
自転車(台)	7	11	7	5	6	4	5	3	5	10	6	3	9	2	7	7	265
クリッパー(丁)	8	8	10	5	8	15	5	6	3	8	10	15	11	1	1	1	225
なた(丁)	10	10	12		9	5		10	3	10					7		149
ツルハシ(丁)	10	15	5	5	20	5	5	5	3	20					5		158
み(丁)	30	30	20	20	25	18	20	20	10	20	15	20	20	20	20	20	868
アルミリヤカー(台)	2	2		3	1	4	1	3	1		1	(2) 1	5	1			55
はしご(架)	(1) 2	(1) 2		5	2	3	2	3	2	3	2	2	2	1	1	2	81
発電機(台)	(1)			2		5		1		10		4	(3) 1	1	1	(1)	76
拡声器(発電機搭載)(台)	(1)			3		4		4		(1)	(1)	(1)	(5)			1	41
強力ライト(個)			(45)		(25) 40	10	10	(15) 29		(32) 40		10	(20) 10	(10) 20		(20)	726
キャップライト(個)			(20)		40	20	20			60	(20)	(40)	(20)			(60)	530
救命胴衣(着)	5	30	15		(10) 30			(10) 20		35	5		(30) 15	5	5	25	501
小型排水ポンプ(台)		(2)		2		3		4		2		1	(10)			3	57
水中ポンプ(台)	1			2		1		2		1		(2)	(3)			1	26
チェーンソー(台)		1		3		6		1		(2) 1		(2)	(4)	(1)		3	45
船艇(艇)	2	(3) 2		2	1	1		2	1	2	1	2	2	1	1	2	50
船外機(台)	(1) 1	(2) 1		2		2		1	1	4		1	2	1	2	(4) 1	54
ゴムボート(艇)	(1) 1					1		2	2	1	2	1	(1) 1			1	29

注 ()内はその市町村の保管

https://www.amachiku-suibo.jp/img/pdf/bichiku-soko_2024.pdf